

だい き に い が た し しょう ふ く し け い か く
第7期新潟市障がい福祉計画

だい き に い が た し しょう じ ふ く し け い か く
第3期新潟市障がい児福祉計画



れい わ ねん が つ
令和6年3月
に い が た し
新潟市

※元号について

本計画中、元号については、わかりやすさと読みやすさを考慮し、「平成」・「令和」を使用しています。元号の変更があった場合は、変更後の元号及び年度に読み替えることとします。

※「障がい」のひらがな表記について

新潟市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージから、障がいのある人へ配慮し、原則としてひらがなで表記することとしています。

ただし、法律名や固有名詞などは、漢字で表記しています。

目 次

1 計画の概要	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画の期間	1
2 計画の基本理念及び基本的な考え方	2
(1) 計画の基本理念	2
(2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	5
(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	7
(4) 障がいのある子どもの支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方 ...	9
3 新潟市における障がいのある人を取り巻く状況	11
(1) 手帳所持者等	11
(2) 障がい福祉サービス等利用状況	14
(3) 新潟市内におけるサービス基盤整備状況	18
4 令和8年度の成果目標	20
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	20
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	21
(3) 地域生活支援の充実	22
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	23
(5) 障がいのある子どもの支援の提供体制の整備	26
(6) 相談支援体制の充実・強化等	28
(7) 障がい福祉サービス等の質の向上	29
(8) 障がいや障がいのある人への理解促進	29
(9) 成果目標を達成するための対応	31

5 各年度の活動指標（サービス見込み量）とその確保のための方策	35
（1）指定障がい福祉サービス	35
（2）地域生活支援拠点等	39
（3）相談支援	40
（4）障がいのある子どもの支援（児童福祉法）	41
（5）発達障がいのある人等に対する支援	43
（6）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	45
（7）相談支援体制の充実・強化のための取組	47
（8）障がい福祉サービスの質を向上させるための取組	48
（9）地域生活支援事業	49
（10）各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表	54
（11）活動指標（サービス見込み量）の確保のための方策	60
6 計画の達成状況の点検及び評価	60

資 料 編

1 計画策定関係資料	
（1）計画策定経過	61
（2）新潟市障がい者施策審議会条例	62
（3）新潟市障がい者施策審議会委員名簿	63
2 用語集	64
3 障がいのある人全般を対象としたアンケートの概要及び結果	68
4 障がいのある子どもとその保護者を対象としたアンケートの概要及び結果	86

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

第7期新潟市障がい福祉計画及び第3期新潟市障がい児福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)及び「児童福祉法」の理念を実現するため、国の示す基本指針に則し、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障がい児通所支援」等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度における各種サービスに関する数値目標及び各年度のサービス提供見込み量を設定し、サービス提供体制の確保や推進のための取組について定めるものです。

また、平成18年から継続的に策定してきた第1期から第6期までの新潟市障がい福祉計画及び平成29年から継続的に策定してきた第1期から第2期までの新潟市障がい児福祉計画の内容及び実績を踏まえ、新潟市の地域特性を考慮しながら、これまでの取組を更に推進するものとして策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

(3) 計画の期間

第7期新潟市障がい福祉計画及び第3期新潟市障がい児福祉計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

2 計画の基本理念及び基本的な考え方

(1) 計画の基本理念

① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスの対象となる障がいのある人の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって 18 歳以上の人並びに障がいのある子どもとし、サービスの充実を図るとともに、どの地域でも同じようにサービスを受けられる体制づくりに努めます。

また、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等についても、障害者総合支援法に基づく給付の対象であることを周知し、障がい福祉サービスが適切に活用されるよう、必要な情報提供を行います。

③ 地域生活移行、地域生活の継続の支援や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所施設から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO 法人やボランティア団体が行うサービスなどの地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行うとともに、地域生活を希望する障がいのある人が重度化・高齢化しても、地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備します。

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元か

らの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、基幹相談支援センターとの連携を図りながら、障がいのある人の重度化や高齢化、そして、依然として親亡き後を心配する声があることも踏まえて、これらの機能を更に強化します。

また、相談支援を中心として、障がいのある人の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行います。

さらに、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障がい福祉、介護、医療、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの実態等を踏まえながら、重層的支援体制整備事業を活用し、次に掲げる支援を一体的に実施する包括的な支援体制の構築に努めます。

ア：属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援

イ：アの相談支援と一体的に行う、就労支援、居宅支援など、多様な社会参加に向けた支援

ウ：ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネーター機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

⑤ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どもの支援を行うにあたっては、一人ひとりの子どもの「最善の利益」と子どもの権利保障を第一に考えながら、子どもは社会の宝であるという認識のもと、健やかな育成を支援することが必要です。このため、新潟市子ども条例に基づき、障

がいの種別に関わらずできる限り子どもの意見を聴き、これを尊重するとともに、本人及びその家族に対し、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実や、どの地域でも同じようにサービスを受けられる体制づくりに努めます。

また、障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいのある子ども（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援を要する子どもに対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

⑥ 障がい福祉人材の確保・定着

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供していくためには、提供体制の確保と併せて人材の確保・定着を図る必要があるため、専門性を高めるための研修の実施や多職種間・事業所間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障がい福祉の現場におけるハラスメント対策、ICT の導入による事務負担の軽減、業務の効率化に向けた取組を推進します。

⑦ 障がいのある人の社会参加を支える取組定着

障がいのある人が地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会の実現に向けて、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツなどの分野を含め、障がいのある人の多様なニーズを踏まえた支援により、地域における社会参加を促進します。

特に、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がいのある人が文化芸術を享受し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、自らの個性や能力の発揮と、社会参加の促進を図ります。

また、視覚に障がいのある人など、活字による読書が困難な人が読書を通じて文字・活字文化を享受したり、情報を取得したりできるよう、視覚障がい者等の読書環境の整備（読書バリアフリー）を計画的に推進します。

さらに、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者による ICT の活用等を促進し、障がいのある人の情報の取得利用・意思疎通を推進します。

(2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護など）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。

② 日中活動系サービスの保障

障がいのある人が希望する日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、地域活動支援センター、日中一時支援などのサービス提供の場）を保障します。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

施設入所者等が地域生活へ移行する際に地域における居住の場となるようなグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援や地域定着支援等の推進により、地域生活への移行を進めます。

また、これらのサービスと居住支援法人との連携を推進するとともに、グループホームにおいて一人暮らし等を希望する障がいのある人に向けた支援等の充実を図ります。

さらに、重度者支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整備するとともに、障がいのある人が継続して地域生活が送れるよう、重度化や高齢化、そして、依然として親亡き後を心配する声があることも踏まえた地域生活支援拠点等の整備を図ります。地域生活支援拠点等においては、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築することにより、その機能の充実を図ります。

④ 福祉施設から一般就労への移行を推進

就労移行支援事業等のサービス充実を図るとともに、本市独自に設置している新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」による伴走型就労支援を更に推進し、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行及び職場定着を進めます。

⑤ 強度行動障がいのある人や高次脳機能障がいのある人などに対する支援体制の充実

障がい福祉サービス等における行動障がいの改善に向けた適切な支援や、高次脳機能障がいのある人に対する相談支援、多様な症状や障がい等の特性に配慮した難病患

者への支援の充実を図るために、地域の専門機関との連携や研修プログラムの充実による人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

⑥ 依存症対策の推進

アルコール、薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症対策については、様々な関係機関の支援者と連携し、市民が依存症という病気について身近に捉え、正しい知識を習得できるよう啓発を行います。

また、依存症である人の回復と再発予防を目的として、治療・回復プログラムを実施します。

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 相談支援体制の充実・強化

障がいのある人や障がいのある子ども及びその家族が、地域において自立し、安心して生活を営んでいくためには、相談支援体制の充実が不可欠であることを踏まえ、障がい福祉サービスの利用にあたって適切にサービス等利用計画などが作成され、定期的なモニタリングと必要に応じたサービス等利用計画などの見直しが行われるよう、相談支援事業所及びその従事者の確保・育成に努めます。

これらの取組を効果的に進めるため、市内4カ所に設置している新潟市障がい者基幹相談支援センターを有効に活用していきます。

また、身体障がい又は知的障がいのある人やその家族等に対する身近な地域での相談支援のため、身体障がい者・知的障がい者相談員の各区及び全区担当の配置を継続します。

相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等が各々の機能を活かし相互に連携する仕組みが構築されてきていますが、改めてそれぞれの地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、障がいのある人やその家族、地域住民等にとってアクセスしやすい相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる充実・強化に向けた検討を行います。

② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の充実に伴い、入所施設から地域生活への移行に向けた支援ニーズが顕在化した場合は、地域移行支援と併せて、地域での生活が定着するよう自立生活援助や地域定着支援に係るサービスなど、必要なサービスの確保に努めます。

③ 発達障がいのある人などに対する支援

発達障がいのある人やその家族等が必要な支援を受けられるよう、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」を中心に、保健、医療などの関係機関との連携を図り、総合的な支援体制の充実に努めます。

発達障がいのある人などの早期発見・早期支援には、発達障がいのある人やその家族などへの支援が重要であることから、保護者などが子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラ

ムやペアレントトレーニングなどの支援体制を構築するとともに、これらの支援プログラムなどの実施者を計画的に養成します。

また、新潟市発達障がい児者支援地域協議会を開催し、発達障がいのある人の支援に関する情報共有、研修、啓発などを行い、関係機関の支援力向上を図ります。

④ 障がい者地域自立支援協議会の活性化

相談支援事業者や関係機関等で構成する「新潟市障がい者地域自立支援協議会」では、支援機関等によるネットワークの構築を図るとともに、個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえ、地域の支援体制の整備の取組を着実に進めます。

(4) 障がいのある子どもの支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 地域支援体制の構築

障がいのある子どもの通所支援などにおける障がいのある子ども及びその家族の支援については、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所でできるよう、地域における支援体制の整備を図ります。

新潟市立児童発達支援センター「こころん」については、障がいのある子どもの健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、次に掲げる同センターの中核的な支援機能を踏まえ、地域の各事業所と連携して重層的な支援体制を整備します。

(ア) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

(イ) 地域の障がい児通所支援事業所に対する支援内容等の助言・援助機能

(ウ) 地域のインクルージョン推進の中核としての機能

(エ) 地域の障がいのある子どもの発達支援の入口としての相談機能

また、障がいのある子どもの入所支援については、入所している子どもが18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう関係機関と連携した協議の場を設け、移行調整を推進します。

さらに、障がいのある子どもに対し、質の高い専門的な発達支援を行うため、支援の質の向上と支援内容の適正化を図るとともに、安全の確保に取り組みます。

② 保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がいのある子どもを適切に支援するため、乳幼児健診や療育教室などの機会を活用し、障がいの早期の気づきに努め、発達に心配がある場合には相談支援や児童発達支援といった福祉サービス利用につなげるなど、切れ目のない支援の充実に努めます。

また、「発達支援コーディネーター」を養成して保育所等へ配置するとともに、巡回支援を行い、保育所や放課後児童クラブ等における支援力の向上を図ります。

学齢期の子どもの支援については、特別支援教育サポートセンターが各学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、具体的な支援方法について考え、保護者との合意形成を図ります。

さらに、就学時及び卒業時において支援が円滑に引き継がれるよう、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等の情報を各学校に提供し、関係機関の連携促進を図ります。

③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

引き続き、保育所等訪問支援を提供する事業所の確保に努め、新潟市立児童発達支援センター「こころん」などを中心に各事業所等が連携して支援を行える体制を構築します。また、地域の様々な育ちの場において、それぞれの子どもが障がいの有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、互いに学び合う経験を持てるよう、障がいのある子どもの年少期からの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

④ 特別な支援が必要な障がいのある子どもに対する支援体制の整備

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、社会福祉施設整備補助等を通じて受入れ先の確保を図ります。

また、医療的ケア児に対する支援体制を構築するため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各関係機関が協働し、相談支援体制の充実に努めます。

強度行動障がいや高次脳機能障がいのある子どもに対する支援体制を充実させるため、専門的な人材の育成等を通じて事業所を支援します。

虐待を受けた障がいのある子どもについては、本人の状況等に応じたきめ細かな支援が行えるよう、障がい児通所支援事業所等の支援力向上を図ります。

⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がいのある子ども本人やその家族に対し継続的な相談業務を行い、適切な福祉サービス等につなげていく上で重要な役割を担っているため、相談支援事業所及びその従事者を確保するとともに、質の向上にも努めていきます。

3 新潟市における障がいのある人を取り巻く状況

(1) 手帳所持者等

① 身体障害者手帳（令和5年3月31日現在）

【障がい別・等級別】

(単位：人)

障がい 程度	総数	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語 機能障がい	肢体不自由	内部障がい
1級	7,987	438	0	0	2,751	4,798
2級	4,358	890	466	0	2,970	32
3級	5,441	138	257	183	3,310	1,553
4級	6,341	104	1,072	180	3,396	1,589
5級	1,856	305	5	0	1,546	0
6級	1,789	85	963	0	741	0
合計	27,772	1,960	2,763	363	14,714	7,972
割合	100%	7.1%	9.9%	1.3%	53.0%	28.7%

内部障がいの内訳

(単位：人)

等級	合計	心臓 機能	じん臓 機能	呼吸器 機能	ぼうこう・ 直腸機能	小腸 機能	免疫 機能	肝臓 機能
1級	4,798	2,808	1,830	104	0	13	11	32
2級	32	0	0	0	0	0	25	7
3級	1,553	646	238	579	62	7	16	5
4級	1,589	499	15	16	1,014	28	11	6
合計	7,972	3,953	2,083	699	1,076	48	63	50

② 療育手帳（令和5年3月31日現在）

(単位：人)

障がい程度		知的障がい者		所持者数
		18歳未満	18歳以上	
A	知能指数 35 以下及び 36～50 と身体障害者手帳 1～3 級の重複者	401	1,895	2,296
B	上記以外の者	731	3,008	3,739
合 計		1,132	4,903	6,035

第 7 期新潟市障がい福祉計画・第 3 期新潟市障がい児福祉計画

③ 精神障害者保健福祉手帳（令和 5 年 3 月 31 日現在）

（単位：人）

障がい程度		所持者数
1 級	精神障がいを認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。身のまわりのことはほとんどできない。	644
2 級	精神障がいを認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。	6,599
3 級	精神障がいを認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。	626
合 計		7,869

④ 手帳所持者の高齢者（65 歳以上）の状況（令和 5 年 3 月 31 日現在）

（単位：人）

手帳種別	手帳所持者数	うち高齢者	高齢者割合
身体障害者手帳	27,772	21,018	75.7%
療育手帳	6,035	524	8.7%
精神障害者保健福祉手帳	7,869	1,212	15.4%
合 計	41,676	22,754	54.6%

⑤ 各種手帳所持者の推移（各年度 3 月 31 日現在）

（単位：人）

年度	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	合 計	前年比
H25	30,674	4,900	4,383	39,957	101.5%
H26	30,638	5,029	4,996	40,663	101.8%
H27	30,397	5,207	5,137	40,741	100.2%
H28	30,036	5,330	5,582	40,948	100.5%
H29	29,509	5,475	5,911	40,895	99.9%
H30	29,460	5,588	6,116	41,164	100.7%
R 1	28,970	5,684	6,995	41,649	101.2%
R 2	28,607	5,782	7,232	41,621	99.9%
R 3	28,287	5,943	7,571	41,801	100.4%
R 4	27,772	6,035	7,869	41,676	99.7%

3 新潟市における障がいのある人を取り巻く状況

⑥ 発達障がいのある人

発達障がいのある人の実数については統計がありません。ただし、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者の中に、発達障がいのある人が含まれています。

⑦ 難病患者

難病患者の実数については統計がありませんので、特定医療費（指定難病）受給者証交付数（特定医療費（指定難病）医療費助成を受けている人）を掲載しています。（難病については、平成 25 年度から障害者総合支援法により障がいの範囲に追加されました。）

（単位：各年度末交付数）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
交付数	6,406	6,673	6,890	6,994	6,274	6,299	6,285	6,570	6,469	6,444

※平成 26 年度までは特定疾患医療受給者証交付数

(2) 障がい福祉サービス等利用状況（R 5 年度数値は見込み）

訪問系サービス	単 位	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
居宅介護	時間分 (月)	25,382	24,645	25,077
	人 分 (月)	1,034	1,032	1,032
重度訪問介護	時間分 (月)	16,061	16,860	19,091
	人 分 (月)	35	44	44
同行援護	時間分 (月)	3,804	3,606	3,783
	人 分 (月)	216	209	209
行動援護	時間分 (月)	247	502	452
	人 分 (月)	31	43	43
重度障がい者等包括支援	時間分 (月)	0	0	0
	人 分 (月)	0	0	0

日中活動系サービス	単 位	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
生活介護	人日分 (月)	29,861	30,951	30,820
	人 分 (月)	1,505	1,523	1,541
自立訓練（機能訓練）	人日分 (月)	327	273	273
	人 分 (月)	20	17	17
自立訓練（生活訓練）	人日分 (月)	1,430	1,449	1,449
	人 分 (月)	73	73	73
就労移行支援	人日分 (月)	5,192	4,951	5,030
	人 分 (月)	271	258	262
就労継続支援 A 型	人日分 (月)	8,233	9,080	10,191
	人 分 (月)	395	430	483
就労継続支援 B 型	人日分 (月)	39,780	41,912	43,890
	人 分 (月)	2,121	2,211	2,310
就労定着支援	人 分 (月)	100	112	123
療養介護	人 分 (月)	111	118	118
短期入所（福祉型、医療型）	人日分 (月)	2,547	2,895	3,012
	人 分 (月)	431	487	502

3 新潟市における障がいのある人を取り巻く状況

居住系サービス	単 位	R3年度	R4年度	R5年度
自立生活援助	人 分 (月)	3	2	2
共同生活援助	人 分 (月)	690	760	847
施設入所支援	人 分 (月)	604	596	596

相談支援	単 位	R3年度	R4年度	R5年度
計画相談支援	人 分 (月)	1,595	1,652	1,768
地域移行支援	人 分 (月)	0	0	1
地域定着支援	人 分 (月)	9	7	7

障がい児支援	単 位	R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援	人日分 (月)	4,596	5,599	5,872
	人 分 (月)	560	664	734
児童発達支援センター(福祉型)	箇 所	1	1	1
医療型児童発達支援	人日分 (月)	50	46	46
	人 分 (月)	11	14	14
児童発達支援センター(医療型)	箇 所	1	1	1
放課後等デイサービス	人日分 (月)	16,648	20,093	21,944
	人 分 (月)	1,301	1,486	1,688
保育所等訪問支援	人日分 (月)	57	76	72
	人 分 (月)	43	43	48
居宅訪問型児童発達支援	人日分 (月)	0	41	41
	人 分 (月)	0	6	6
障がい児入所施設(福祉型)	人 分 (月)	23	25	28
障がい児入所施設(医療型)	人 分 (月)	10	9	8
障がい児相談支援	人 分 (月)	636	682	783
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	3	3	4

※ 「時間分 (月)」＝月間のサービス提供時間数

※ 「人日分 (月)」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月あたりの平均利用日数」

※ 「人 分 (月)」＝月間のサービス利用者数

(同一人が複数回利用する場合は、それぞれを1人分として計算)

第 7 期新潟市障がい福祉計画・第 3 期新潟市障がい児福祉計画

地域生活支援事業		単 位	R3年度	R4年度	R5年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有
相談支援事業					
障がい者相談支援事業		箇 所	4	4	4
基幹相談支援センター		設置の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業		実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		人 分 (年)	125	164	182
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業		派遣延人数	1,177	1,593	2,248
手話通訳者設置事業		人	10	10	10
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具		件 (年)	69	60	59
自立生活支援用具		件 (年)	131	129	162
在宅療養等支援用具		件 (年)	210	153	194
情報・意思疎通支援用具		件 (年)	201	248	357
排泄管理支援用具		件 (年)	14,770	13,975	14,109
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		件 (年)	19	19	21
手話奉仕員養成研修事業		登 録 者 数	83	119	115
移動支援事業		人 分 (年)	1,108	1,126	1,147
		延時間 (年)	94,450	89,017	97,385
地域活動支援センター					
自市分		箇 所	29	29	29
		人 分 (年)	1,037	1,054	1,161
他市町村分		箇 所	26	26	26
		人 分 (年)	31	32	31
発達障がい者支援センター運営事業		箇 所	1	1	1
		人 分 (年)	1,096	973	900
障がい児等療育支援事業		箇 所	4	4	4
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業					
手話通訳者養成研修事業		登 録 者 数	57	61	61
要約筆記者養成研修事業		登 録 者 数	32	33	33
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業		登 録 者 数	58	61	64
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業		派遣延人数	871	943	980

3 新潟市における障がいのある人を取り巻く状況

地域生活支援事業	単 位	R3年度	R4年度	R5年度
精神障がい者地域生活支援広域調整等事業				
地域生活支援広域調整会議等事業	回（年）	2	2	2
地域移行・地域生活支援事業	ピアサポート従事者数	5	6	6
発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業	回（年）	2	2	2
その他事業				
日中一時支援事業	日 分（年）	31,523	33,593	35,373
訪問入浴サービス事業	人 分（年）	43	40	40
障がい者 ICT サポートセンター	箇所	1	1	1

※地域生活支援事業は年間の見込み量

(3) 新潟市内におけるサービス基盤整備状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

① 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援）

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援	区	箇所	区	箇所
	北区	9	秋葉区	11
	東区	33	南区	6
	中央区	31	西区	27
	江南区	5	西蒲区	7

※事業所所在地区別箇所数。サービス提供地域を複数区としている事業所も多数あります。

② 日中活動系サービス

	生活介護		就労移行支援		就労継続支援 A 型		就労継続支援 B 型		地域活動支援センター	
	箇所	定員 (人)	箇所	定員 (人)	箇所	定員 (人)	箇所	定員 (人)	箇所	定員 (人)
北区	12	200	3	32	1	20	8	159	0	0
東区	13	176	3	26	3	45	17	363	4	65
中央区	6	141	9	143	12	230	10	259	10	184
江南区	9	116	3	32	4	61	11	264	3	45
秋葉区	7	117	2	26	1	12	8	215	2	40
南区	3	26	1	6	1	20	5	102	0	0
西区	17	415	2	12	3	46	16	348	7	130
西蒲区	5	94	2	12	0	0	4	100	3	50
合計	72	1,285	25	289	25	434	79	1,810	29	514

③ 居住系（施設系）サービス

	箇所	定員 (人)
施設入所支援	10	480

3 新潟市における障がいのある人を取り巻く状況

④ グループホーム

	箇所	定員（人）
北区	11	73
東区	29	172
中央区	21	127
江南区	11	51
秋葉区	21	136
南区	12	62
西区	45	257
西蒲区	4	18
合計	154	896

⑤ 移動支援

区	箇所	区	箇所
北区	4	秋葉区	4
東区	27	南区	5
中央区	17	西区	19
江南区	4	西蒲区	4

※事業所所在地別箇所数。サービス提供地域を複数区としている事業所も多数あります。

⑥ 相談支援体制

	相談支援事業所 (箇所)	基幹相談支援センター (箇所)	地域活動支援センターⅢ型 (機能強化型) (箇所)
北区	3	1	0
東区	4		2
中央区	18	1	7
江南区	4	1	2
秋葉区	6		1
南区	1		0
西区	10	1	4
西蒲区	5		1
合計	51	4	17

4 令和 8 年度の成果目標

本計画の成果目標として、国の基本指針等に基づき、令和 8 年度における成果目標を次のとおり設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
【指標】 地域生活移行者数	【目標値】 27 人	令和 6 年度から令和 8 年度までの地域生活移行者数の目標
【指標】 施設入所者数	【目標値】 639 人	令和 8 年度末の施設入所者数の目標
【参考】 基準となる施設入所者数	596 人	令和 4 年度末の施設入所者数

【考え方】

地域生活移行者数については、令和 4 年度末の施設入所者数 596 人の内 6 % にあたる 35 人（1 年あたり 9 人）が地域生活へ移行することを見込みました。

令和 6 年度から 8 年度までの 3 年間を計画期間とする本計画においては、上記見込みの内 3 年分にあたる 27 人が令和 8 年度末までに地域生活へ移行することを目指します。

また、施設入所者数については、国の基本指針では令和 4 年度末の施設入所者数から 5 % を削減することを基本としていますが、本市では令和 4 年度末で入所待機者が 176 人いることから、令和 5 年度末時点の目標値である 639 人を維持することとします。

(参考：施設入所者数の推移)

	第 5 期実績			第 6 期実績		
	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度※
入所者数	621 人	610 人	612 人	604 人	596 人	596 人

※ R 5 年度は見込み

(参考：施設入所待機者数の推移)

		H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
待機者数 (内訳)		149 人	158 人	157 人	175 人	176 人
	身体	45 人	42 人	33 人	30 人	30 人
	知的	104 人	116 人	124 人	145 人	146 人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 精神病床における早期退院率（参考：新潟県における目標値）

項目	数値	備考
【指標】 令和8年度の精神病床における早期退院率	【目標値】 3か月時点 68.9%以上 6か月時点 84.5%以上 1年時点 91.0%以上	令和8年度における精神病床入院者の退院率の割合

【考え方】

早期退院率の目標値は、県が目標設定します。本市においては、県が目標達成できるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進のため、必要な取り組みを進めていきます。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの取組の推進

項目	目標
【指標】 「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」の開催	年2回
【指標】 当事者団体等との共同事業の開催・実施	年4事業

【考え方】

令和2年度に拡充設置した、当事者、家族、保健・医療・福祉の関係者による協議の場である「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進します。

(3) 地域生活支援の充実

① 地域生活支援の充実

項目	目標
【指標】 令和 8 年度末時点の地域生活支援拠点等の有無	有
【指標】 令和 8 年度末時点の地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置の有無	有
【指標】 令和 8 年度末時点の地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等における担当者の配置の有無	有
【指標】 令和 8 年度末時点の地域生活支援拠点等における支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の有無	有
【指標】 地域生活支援拠点等の年 1 回以上の支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施の有無	有

【考え方】

平成 30 年度に整備を行った地域生活支援拠点等について、コーディネーターの配置や地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等における担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制により、引き続き、地域の実情を踏まえた機能の充実を図ります。また、障がい者地域自立支援協議会において年 1 回以上、運用状況の検証及び検討を行います。

本市ではすでに地域生活支援拠点等に求められている 5 つの機能（緊急時の相談を行う機能、緊急時の受入れ・対応を行う機能、体験の機会・場を提供する機能、専門的な対応の体制・人材の養成を行う機能、地域の体制づくり等を行う機能）を全て整備しています。

② 強度行動障がいのある人への支援体制の充実

項目	目標
【指標】 令和8年度末時点の強度行動障がいのある人への支援体制の有無	有

【考え方】

強度行動障がいのある人やその家族を支援するための夜間休日の相談支援事業や、強度行動障がいのある人を支援する支援者の研修を通じて、現状や支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
【指標】 令和8年度の一般就労移行者数	【目標値】 194人	令和3年度の一般就労への移行実績152人を1.28倍で乗じた人数

【考え方】

令和3年度の一般就労への移行実績（152人）を1.28倍で乗じた数（194人）以上が、福祉施設から一般就労へ移行することを目標とします。

(参考：一般就労移行者数の推移)

	第5期計画			第6期計画		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度※
目標	154人			160人		
実績	148人	144人	151人	152人	199人	160人

※ R5年度は見込み

② 就労移行支援事業から一般就労への移行

項目	数値	備考
【指標】 令和 8 年度の就労移行支援事業からの一般就労移行者数	【目標値】 137 人	令和 3 年度の一般就労への移行実績 105 人を 1.31 倍で乗じた数

【考え方】

令和 3 年度の就労移行支援からの一般就労移行者数（105 人）の 1.31 倍で乗じた数（137 人）を目標とします。

③ 就労移行支援事業利用終了者の一般就労への移行率

項目	数値	備考
【指標】 令和 8 年度の一般就労移行の達成事業所の割合	【目標値】 50%	令和 8 年度における就労移行支援事業利用終了者のうち、一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所の割合

【考え方】

令和 8 年度における就労移行支援事業利用終了者のうち、一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目標とします。

④ 就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行

項目	数値	備考
【指標】 令和 8 年度の就労継続支援 A 型事業からの一般就労移行者数	【目標値】 24 人	令和 3 年度の一般就労への移行実績 19 人を 1.29 倍で乗じた数

【考え方】

令和 3 年度の就労継続支援 A 型からの一般就労移行者数（19 人）を 1.29 倍で乗じた数（24 人）を目標とします。

⑤ 就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行

項目	数値	備考
【指標】 令和 8 年度の就労継続支援 B 型事業からの一般就労移行者数	【目標値】 24 人	令和 3 年度の一般就労への移行実績 19 人を 1.28 倍で乗じた数

【考え方】

令和 3 年度の就労継続支援 B 型からの一般就労移行者数（19 人）を 1.28 倍で乗じた数（24 人）を目標とします。

⑥ 就労定着支援事業の利用者数

項目	数値	備考
【指標】 令和 8 年度の就労定着支援利用者数	【目標値】 181 人	令和 3 年度の利用実績 129 人を 1.41 倍で乗じた数

【考え方】

令和 3 年度の就労定着支援事業利用者数実績（129 人）を 1.41 倍で乗じた数（181 人）を目標とします。

⑦ 就労定着支援利用による就労定着率

項目	数値	備考
【指標】 令和 8 年度の就労定着の達成事業所の割合	【目標値】 25%	令和 8 年度の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所の割合

【考え方】

過去 6 年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合が、7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることを目標とします。

(5) 障がいのある子どもの支援の提供体制の整備

① 児童発達支援センターの設置数

項目	目標
【指標】 令和 8 年度末時点の児童発達支援センターの有無	有

【考え方】

令和 8 年度末までに、児童発達支援センターが少なくとも 1 カ所以上ある状態を目指します。

本市ではすでに 2 カ所設置されていますが、新潟市立児童発達支援センター「ころん」について、中核的な支援施設としての役割をより明確にし、身近な地域での支援体制の強化を目指していきます。

② 地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制

項目	目標
【指標】 令和 8 年度末時点における障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の有無	有

【考え方】

令和 8 年度末時点までに、保育所等訪問支援のサービスを提供する事業所が少なくとも 1 カ所以上ある状態を目指します。

本市ではすでに 6 つの事業所で提供されていますが、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、学校をはじめとする訪問先の理解の促進と訪問支援体制の充実、支援件数の増加を目指します。

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保

項目	目標
【指標】 令和8年度末時点における主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの有無	有

【考え方】

令和8年度末時点において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所が少なくとも1カ所以上ある状態を目指します。

令和元年度末時点で、すでに目標を達成していますが、利用者のニーズを把握しながら、必要に応じた定員数の増を目指していきます。

④ 医療的ケア児などに対する支援

項目	目標
【指標】 令和8年度末時点における保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の有無	有
【指標】 令和8年度末時点における医療的ケア児などに関するコーディネーターの配置の有無	有

【考え方】

医療的ケア児などへの適切な支援について、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を継続するとともに、医療的ケア児等コーディネーターによる支援を進めます。

⑤ 障がい児入所施設に入所する子どもが大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

項目	目標
【指標】 令和8年度末時点における障がい児入所施設に入所する子どもが大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の有無	有

【考え方】

障がいのある子どもの入所支援について、入所している子どもが18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう関係機関と連携した協議の場を設け、移行調整を進めます。

⑥ 教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率

項目	目標
【指標】 令和 8 年度末時点の教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率	増加させる

【考え方】

障がいのある子どもが安心して教育・保育施設等を利用できるよう、教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率を、令和 4 年度末の 87.2% から令和 8 年度末に向けて増加させます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標
【指標】 令和 8 年度末時点における総合的な相談支援、地域の相談支援体制の充実・強化、及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの有無	有
【指標】 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の有無	有

【考え方】

基幹相談支援センターが、地域の相談支援事業者等からの相談等に対し、専門的な立場から、指導・助言を行います。また、地域づくりに向けた障がい者地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行います。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上

項目	目標
【指標】 令和 8 年度末時点における障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の有無	有

【考え方】

障がいのある方が真に必要なとするサービス等を提供していくためには、関係法令等に対する深い理解によって現状を把握検証し、利用者への適切な説明や事業所への指導・助言ができる職員が必要です。本市職員の障がい福祉に係る研修の参加等を通じて、障がい福祉サービスの質の向上に努めます。

(8) 障がいや障がいのある人への理解促進

① 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発

項目	数値	備考
【指標】 令和 8 年度の条例認知度	【目標値】 43.0%	令和 8 年度に一般の市民を対象としたアンケートを実施し、条例認知度を調査
【指標】 令和 4 年度の条例認知度	39.0%	令和 4 年度に一般の市民を対象としたアンケートを実施し、条例認知度を調査

【考え方】

平成 28 年 4 月、障がい者差別を解消し誰もが安心して暮らすことができる共生社会実現に向けて施行した「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の普及・啓発を図り、令和 5 年度の認知度を 35% 以上とすることを目指してまいりました。

令和 4 年度時点で、認知度は 39.0% となり目標を達成しました。今後もより一層の周知・啓発に努めていきます。

② 学校等を通して新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発

項目	目標
【指標】 令和 8 年度の条例周知回数	【目標値】 年間 26 回以上

【考え方】

小中学校等において、障がいのある人となない人の交流の機会を創出し、若年層の条例の周知・啓発を進めます。令和 6 年度から 8 年度までの本計画においては、令和 5 年度の目標値 16 校に対して、令和 3 年度実績が 24 校だったことを踏まえ、令和 8 年度までに 26 校まで増加させます。

(9) 成果目標を達成するための対応

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する対応

- 施設入所者が地域生活へ移行する際に居住の場となるグループホーム等の整備を促進するなど、地域生活を送る上での受け皿づくりに努めます。
- 特別支援学校卒業生の進路の把握に努めながら、不足する施設整備を促進するとともに、地域で障がいのある人が安心して過ごせるよう、日中の活動場所となる日中活動系サービスの質の充実を図ります。
- 基幹相談支援センターや新潟市障がい者夜間休日相談支援事業により、日常生活の困りごとから、専門的な対応を必要とする相談まで、多様な相談支援の充実に努めます。
- 地域生活への移行に向けた相談や、地域で利用する福祉サービスの調整を行うなど、円滑な移行を支えるコーディネート機能の充実に努めます。
- グループホーム等での生活を体験することで、地域での自立生活を促す意識づくりを支援します。
- 地域社会における障がいのある人への理解不足などにより、グループホーム等の居住の場の確保を困難にしている場合もあることから、障がいや障がいのある人に対する正しい理解の促進に努めます。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する対応

- 当事者、家族、医療・保健・福祉の関係者による協議の場である「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」を開催し、地域の課題を共有し、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進します。
- 精神科病院、障がい福祉サービス事業所、行政機関等の支援機関のネットワークを強化するとともに、人材育成のための研修会を開催し関係機関の支援技術の底上げを図ります。
- 精神科病院に入院中の精神障がいのある人が、退院後、安心して地域生活を送るために、受け皿となる住居や活動の場などの物質的資源の充実だけでなく、公助・共助による人的支援の充実や、差別や偏見のない地域づくりに努めます。

③ 地域生活支援の充実に関する対応

- 地域生活支援拠点等事業については、障がい者夜間休日相談支援事業や基幹相談支援センターの機能を活用することで、地域で生活する障がいのある人とその家族への相談支援体制の充実及び緊急時の受入れ・対応を継続して実施し、安心し

て暮らせる地域環境の整備を行います。

- 今後の整備については、障がいのある人の重度化や高齢化、そして、依然として親亡き後を心配する声があることも踏まえ、各地域の実情や課題に応じて、どのような機能をどのように整備していくかについて、障がい者地域自立支援協議会等を活用した検討を行い、各機能の強化・充実を目指します。

④ 福祉施設から一般就労への移行等に関する対応

- 新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」において就職を希望する障がいのある人の相談から就職後の定着支援まで一貫した伴走型支援を実施します。
- 関係機関と連携体制を構築し、障がい特性に応じた職業訓練を行うとともに、就労移行支援等施設職員を対象とした支援スキル向上のための研修の充実を図り、障がいのある人の職業能力・社会適応能力の向上に取り組みます。
- 就労定着支援事業を行う事業所の確保に努め、障がいのある人が安心して長く働き続けることができる支援体制を構築します。
- 関係機関と円滑な連携体制を構築し、企業に対し、障がいのある人の就労能力や合理的配慮について、正しい理解の促進を図ります。また、障がいのある人の雇用に取り組む企業を PR することで、障がいのある人の就労機会の拡大につなげます。
- 障がいのある人を多数雇用している企業に対し、優先的に市が発注を行うことで、障がいのある人の安定した雇用につなげます。また、生産活動を行う福祉施設などへ市の業務を委託し、工賃の引き上げを図ります。

⑤ 障がいのある子どもの支援の提供体制の整備に関する対応

- 発達支援コーディネーターの支援力向上のために、新潟市立児童発達支援センター「こころん」では、各区で開催される発達支援コーディネーター勉強会にオブザーバーとして参加するほか、研修会を主催して支援力の強化を図ります。さらに、巡回支援専門員が保育所等と連携しながら、障がいの疑いがある段階から支援を行うことで、身近な地域での発達相談と保護者支援の体制を強化していきます。
- 保育所や幼稚園、小学校等子どもたちが集団生活を営む様々な育ちの場で、障がいのある子どもに、より質の高い専門的支援を提供するために、新潟市立児童発達支援センター「こころん」等による保育所等訪問支援事業の提供体制を強化していきます。
- 市内 4 カ所に設置している基幹相談支援センターに障がい児支援コーディネーターを配置し、様々な相談に対応しながら、障がいのある子ども及びその家族を

支援します。

- 新潟市発達障がい支援センター「JOIN」を中心に、関係機関と連携し、発達障がい児者支援地域協議会を開催し、情報共有、研修、啓発などを行うことにより、関係機関の支援力向上を図ります。
- 学齢期の子どもの支援については、特別支援教育サポートセンターが各学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、具体的な支援方法について考え、保護者との合意形成を図ります。
- 医療的ケア児への適切な支援について、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する対応

- 相談支援体制に関する重層的な体制について、障がい者地域自立支援協議会及び基幹相談支援センターにおいて検証・評価を行い、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行います。

⑦ 障がい福祉サービス等の質の向上に関する対応

- 障がいのある人等の意向に基づく地域生活を実現させるため、本市職員が各種研修に参加し、障がいのある人等が真に必要な障がい福祉サービス等が提供できるよう資質向上を図ります。
- 関係法令を遵守した適切なサービスが提供されるよう、実地指導や集団指導を通じて、障がい福祉サービス事業所等の資質向上を図ります。
- 感染症や災害等の発生時にも円滑なサービス提供を確保するため、事業所への必要な情報提供を行い、事業所間の連携の強化を図ります。
- 強度行動障がい等、多様な障がいの特性に配慮した支援が提供されるよう、従事者の支援力向上を図るための研修を実施します。
- 障がいのある人が、それぞれのニーズに応じた良質なサービスを選択できるように、障がい福祉サービス等情報公表制度について、利用者や相談支援専門員への普及啓発を図ります。
- 従事者の処遇改善や職場環境の改善、利用者等からの苦情解決の仕組みの適切な運用等、事業所が行うサービスの質の向上を図る取組を支援します。

⑧ 障がいや障がいのある人への理解促進に関する対応

- 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例に関する普及・啓発

を図るため、条例推進会議等での検討に基づく各種啓発事業を実施し、障がいや障がいのある人への理解促進に努めます。

- 啓発事業の実施にあたっては、教育・文化・スポーツ・地域・農業・企業など、他分野と広く連携した取組を進めていきます。
- 研修会の開催などにより条例の周知を進めるとともに、障がいのある人となない人の交流機会を拡大・創出し、障がいや障がいのある人への理解促進を図ります。
- 発達障がい児者支援地域協議会を開催し、見た目では分かりにくい発達障がいへの理解を深めるために必要な取組を検討し、学校等へ情報提供します。
- 理解促進に向けた取組は、日頃、障がいのある人と接することの少ない人だけでなく、障がいのある人や福祉関係者なども含め、市民全般に向けて進めていきます。

5

各年度の活動指標(サービス見込み量)とその確保のための方策

【本項目の各指標における単位について】

- ・「時間分(月)」＝月間のサービス提供時間数
- ・「人日分(月)」＝「月間の利用人数」×「1人1ヶ月あたりの平均利用日数」
- ・「人分(月)」＝月間のサービス利用者数
(同一人が複数回利用する場合は、それぞれを1人分として計算)

(1) 指定障がい福祉サービス

ア：訪問系サービス

障がいのある人の増加とともに、訪問系サービスの利用は増加傾向にあります。

① 居宅介護(介護給付)

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や家事の援助などを行います。

サービス種別	単位	6年度	7年度	8年度
居 宅 介 護	時間分(月)	25,053	25,029	25,000
	人 分(月)	1,031	1,030	1,029

② 重度訪問介護(介護給付)

重度の肢体不自由や重度の知的障がい、重度の精神障がいがある人で、常時の介護や見守り支援を必要とする人を対象に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護及び外出時における移動中の介護などを総合的に行います。

サービス種別	単位	6年度	7年度	8年度
重 度 訪 問 介 護	時間分(月)	19,526	19,959	20,393
	人 分(月)	45	46	47

③ 同行援護(介護給付)

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人に対し、外出時において、その障がいのある人に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援などを行います。

サービス種別	単位	6年度	7年度	8年度
同 行 援 護	時間分(月)	3,783	3,801	3,801
	人 分(月)	209	210	210

④ 行動援護（介護給付）

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護などを行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
行 動 援 護	時間分（月）	451	441	431
	人 分（月）	43	42	41

⑤ 重度障がい者等包括支援（介護給付）

介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
重 度 障 が い 者 等 包 括 支 援	時間分（月）	372	372	372
	人 分（月）	1	1	1

イ：日中活動系サービス

利用者の特性に応じたサービス提供体制整備の支援を行います。

① 生活介護（介護給付）

常に介護を必要とする人に、日中の入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
生 活 介 護	人日分（月）	31,180	31,540	31,900
	人 分（月）	1,559	1,577	1,595
うち、強度行動障がい者	人 分（月）	448	454	459

② 自立訓練〔機能訓練〕（訓練等給付）

身体障がいのある人に対し、地域で自立した生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づいて、身体機能の向上のための訓練を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
自 立 訓 練 （ 機 能 訓 練 ）	人日分（月）	300	300	300
	人 分（月）	19	19	19

5 各年度の活動指標(サービス見込み量)とその確保のための方策

③ 自立訓練〔生活訓練〕(訓練等給付)

知的障がいや精神障がいのある人に対し、地域で自立した生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づいて、生活能力向上のための訓練を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
自 立 訓 練 (生 活 訓 練)	人日分 (月)	1,470	1,470	1,470
	人 分 (月)	82	82	82

④ 就労選択支援 ※令和7年10月1日施行予定

就労移行支援又は就労継続支援（A型・B型）の利用を希望する人に対し、就労アセスメントの手法を活用し、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
就 労 選 択 支 援	人 分 (月)	－	35	70

⑤ 就労移行支援 (訓練等給付)

一般企業等での就労を希望する人に対し、一定期間の支援計画に基づいて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、適性に応じた職場の開拓や就労後の職場への定着のために必要な支援を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
就 労 移 行 支 援	人日分 (月)	5,107	5,184	5,261
	人 分 (月)	266	270	274

⑥ 就労継続支援 A 型 (訓練等給付)

通常の事業所での雇用が困難な人に対し、雇用契約に基づいて働く場を提供するとともに、一般就労に向け知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
就 労 継 続 支 援 A 型	人日分 (月)	11,436	12,850	14,432
	人 分 (月)	542	609	684

⑦ 就労継続支援 B 型 (訓練等給付)

通常の事業所での雇用が困難な人に対し、就労の機会を提供するとともに、一般就労に向け知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
就 労 継 続 支 援 B 型	人日分 (月)	45,809	47,823	49,913
	人 分 (月)	2,411	2,517	2,627

⑧ 就労定着支援（訓練等給付）

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、就労に伴い生じている生活面の課題を把握するとともに、企業や家族、関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
就 労 定 着 支 援	人 分 (月)	135	148	162

⑨ 療養介護（介護給付）

常に医療と介護を必要とする人に、医療機関で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
療 養 介 護	人 分 (月)	118	118	118

⑩ 短期入所（介護給付）

自宅で介護する人が病気などの理由で、施設等への短期間の入所を必要とする人に、短期入所事業所で入浴、排せつ、食事の介護など必要な支援を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
短 期 入 所 (福 祉 型 ・ 医 療 型)	人日分 (月)	3,108	3,204	3,306
	人 分 (月)	518	534	551
	うち、強度行動障がい者	44	45	47

ウ：居住系サービス

施設・病院からの地域移行の受け皿となる共同生活援助（グループホーム）等については、更に整備を進めていく必要があります。併せて、施設入所支援についても必要なサービスの確保に努めます。

① 自立生活援助（訓練等給付）

障がい者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしへの移行を希望する人に対して、定期的な居宅訪問や随時の対応により、自立した地域生活に向けた相談援助を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
自 立 生 活 援 助	人 分 (月)	3	3	3

5 各年度の活動指標(サービス見込み量)とその確保のための方策

② 共同生活援助〔グループホーム〕(訓練等給付)

地域で共同生活を行う住居で、夜間や休日における日常生活上の援助及び相談を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
共 同 生 活 援 助	人 分 (月)	934	1,021	1,108
うち、強度行動障がい者	人 分 (月)	64	70	76

③ 施設入所支援 (介護給付)

入所施設で夜間等における入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
施 設 入 所 支 援	人 分 (月)	639	639	639

(2) 地域生活支援拠点等

緊急時の相談を行う機能、緊急時の受入れ・対応を行う機能、体験の機会・場を提供する機能、専門的な対応の体制・人材の育成を行う機能、地域の体制づくり等を行う機能の5つの機能の強化を図り、障がいのある人及びその家族が高齢になったり病気になったり、また、保護者等が亡くなったりした後も住み慣れた地域で安心して暮らしていける体制を整備します。

5つある拠点機能の中で、「緊急時の受入れ」については、強度行動障がいのある方や高齢の家族と生活されている方などから事前に登録していただき、万が一の緊急事態に対応することとしています。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
地 域 生 活 支 援 拠 点 等	箇 所	23	24	25
	コーディネーターの 配 置 人 数	1	1	1
	検証及び検討の 実施回数(年)	10	10	10

(3) 相談支援

① 計画相談支援（サービス等利用計画作成）

障がい福祉サービス等を利用する全ての障がいのある人に対し、障がいのある人の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援するため、サービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
計 画 相 談 支 援	人 分 (月)	1,892	2,025	2,167

② 地域相談支援（地域移行支援）

障がい者支援施設や児童福祉施設、矯正施設等に入所又は精神科病院に入院している障がいのある人に対し、住居の確保その他地域における生活に移行するための計画作成や活動に関する相談、また、障がい福祉サービス事業所への同行支援等を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
地 域 移 行 支 援	人 分 (月)	1	1	1

③ 地域相談支援（地域定着支援）

施設や病院からの退所・退院や、家族との同居から一人暮らしに移行した人、また、地域生活が不安定な人などに対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態に対しては速やかに駆けつけられる体制を確保し支援します。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
地 域 定 着 支 援	人 分 (月)	7	7	7

(4) 障がいのある子どもの支援(児童福祉法)

障がいのある子どもを支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障がい児通所支援及び障がい児入所支援等の整備に努めます。

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の支援を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
児 童 発 達 支 援	人日分(月)	6,544	7,104	7,664
	人 分(月)	818	888	958
児童発達支援センター	箇 所	2	2	2

② 放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	人日分(月)	24,921	28,301	32,149
	人 分(月)	1,917	2,177	2,473

③ 保育所等訪問支援

子どもが集団生活を営む様々な施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
保 育 所 等 訪 問 支 援	人日分(月)	80	87	95
	人 分(月)	53	58	63

④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいの状態にあり外出が困難な障がいのある子どもに対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	人日分(月)	41	41	41
	人 分(月)	6	6	6

⑤ 障がい児入所施設（福祉型、医療型）

障がいのある児童へ入所により福祉サービスを提供します。また、治療が必要な児童に対して医療を提供します。

サービス種別	単 位	6 年度	7 年度	8 年度
障がい児入所施設 （ 福 祉 型 ）	人 分 (月)	28	28	28
障がい児入所施設 （ 医 療 型 ）	人 分 (月)	8	8	8

⑥ 障がい児相談支援

障がいのある子どもが障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する際に障がい児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

サービス種別	単 位	6 年度	7 年度	8 年度
障がい児相談支援	人 分 (月)	898	1,031	1,183

⑦ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児等に対する各種支援の調整を行うコーディネーターを基幹相談支援センター等に配置します。

サービス種別	単 位	6 年度	7 年度	8 年度
医療的ケア児等に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	人	4	4	4

(5) 発達障がいのある人等に対する支援

自閉症などの発達障がいのある人やその家族の日常生活での相談に応じ、必要な情報提供や助言、支援を行います。

① 発達障がい者支援地域協議会の開催

発達障がい児者の支援について、各ライフステージにおける現状の把握や情報共有を行い、地域の実情に応じた支援体制の充実を図るため、関係者会議を開催します。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
発 達 障 が い 者 支 援 地 域 協 議 会	回 (年)	2	2	2

② 発達障がい者支援センターによる相談支援

発達障がいのある人の支援拠点として、発達障がいのある人やその家族に対する支援を総合的に行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
発 達 障 が い 者 支 援 セ ン タ ー	箇 所	1	1	1
	人 分 (年)	1,000	1,000	1,000

③ 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言

発達障がいに関する対応困難な事例等について、専門的な立場から関係機関を支援します。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
発達障がい者支援センター及び 発達障がい者地域支援マネージャーの 関 係 機 関 へ の 助 言	件 (年)	5	5	5

④ 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発

外部機関や地域住民に向けた講座・研修を実施するなど、普及啓発活動を通じて、発達障がいへのさらなる理解促進を図ります。

サービス種別	単 位	6 年度	7 年度	8 年度
発達障がい者支援センター及び 発達障がい者地域支援マネージャーの 外部機関や地域住民への研修、啓発	件（ 年 ）	30	30	30

⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）

各種支援プログラムの実施により、日常生活で保護者が適切に子どもと関わる事ができる体制を構築します。

サービス種別	単 位	6 年度	7 年度	8 年度
受講者数（保護者）	人（ 年 ）	80	80	80
実施者数（支援者）	人（ 年 ）	6	6	6

⑥ ペアレントメンターの人数

発達障がいでの悩みを抱える保護者が安心して子育てできるよう、同様の育児経験を有するペアレントメンターを養成します。

サービス種別	単 位	6 年度	7 年度	8 年度
ペアレントメンターの人数	人（ 年 ）	17	17	17

(6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制を構築します。

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築します。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	回（年）	2	2	2

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者の意見を踏まえながら協議を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加	人（年）	16	16	16

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

協議の場における目標設定及び評価を実施します。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価	回（年）	2	2	2

④ 精神障がい者の地域移行支援

障がい者支援施設や児童福祉施設、矯正施設等に入所又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他地域における生活に移行するための計画作成や活動に関する相談、また、障がい福祉サービス事業所への同行支援等を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
精神障がい者の地域移行支援	人（年）	1	1	1

⑤ 精神障がい者の地域定着支援

施設や病院からの退所・退院や、家族との同居から一人暮らしに移行した精神障がい者、また、地域生活が不安定な精神障がい者などに対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態に対しては速やかに駆けつけられる体制を確保し支援します。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
精 神 障 が い 者 の 地 域 定 着 支 援	人（年）	5	5	5

⑥ 精神障がい者の共同生活援助

地域で共同生活を行う住居で、夜間や休日における日常生活上の援助及び相談を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
精 神 障 が い 者 の 共 同 生 活 援 助	人（年）	311	340	369

⑦ 精神障がい者の自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしへの移行を希望する人に対して、定期的な居宅訪問や随時の対応により、自立した地域生活に向けた相談援助を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
精 神 障 が い 者 の 自 立 生 活 援 助	人（年）	3	3	3

⑧ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）

知的障がいや精神障がいのある人に対し、地域で自立した生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づいて、生活能力向上のための訓練を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
精 神 障 が い 者 の 自 立 訓 練（生活訓練）	人（年）	42	42	42

(7) 相談支援体制の充実・強化のための取組

基幹相談支援センターによる総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた取組を行います。

① 基幹相談支援センターの設置

障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を基幹相談支援センターで行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
基幹相談支援センターの設置	設置の有無	有	有	有

② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

基幹相談支援センターが、地域の相談支援事業所等からの相談等に対し、専門的な立場から、指導・助言を行います。また、各センターが中心となり、障がい者地域自立支援協議会等を活用し、地域の相談機関との連携強化を図ります。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
地域の相談支援事業所等に対する訪問等による専門的な指導・助言	件 (年)	716	716	716
地域の相談支援事業所の人材育成の支援	件 (年)	62	62	62
地域の相談機関との連携強化の取組	回 (年)	104	104	104
個別事例の支援内容の検証の実施	回 (年)	70	70	70
主任相談支援専門員の配置	人 (年)	13	14	15

③ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて、地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ります。

サービス種別	単 位	6 年度	7 年度	8 年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数及び参加事業者・機関数	回（年）	54	54	54
	団体（年）	510	510	510
協議会の専門部会の設置数及び実施回数	部会（年）	6	6	6
	回（年）	42	42	42

（８）障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

障がい福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加

障害者総合支援法の具体的な内容等を理解するため、都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等へ本市職員が参加し、障がい福祉サービス等の質の向上に取り組めます。

サービス種別	単 位	6 年度	7 年度	8 年度
障がい福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加	人（年）	35	35	35

(9) 地域生活支援事業

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、多様な事業を実施するとともに、その充実を図っています。

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

③ 相談支援事業

障がいのある人や介護者の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
障がい者相談支援事業	箇 所	4	4	4
	基幹相談支援センター設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有

④ 成年後見制度利用支援事業

障がいのある人や介護者の相談に応じ、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
成年後見制度利用支援事業	人 分 (年)	200	218	236

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能に障がいのある人に対し、手話通訳者及び要約筆記者を派遣するとともに、区役所等に手話通訳者を設置し、意思疎通が図れるよう支援します。また、視覚に障がいのある人に対し、点訳、音声訳による支援を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	派遣延人数(年)	2,300	2,350	2,400
手話通訳者設置事業	人 分(年)	11	11	11

(参考)

	単 位	6年度	7年度	8年度
点訳講習会の受講者数	受講者数	25	25	25
音訳ボランティアの数	登録者数	—	23	—

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人に、日常生活用具の給付を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
介護・訓練支援用具	件(年)	58	58	58
自立生活支援用具	件(年)	133	133	133
在宅療養等支援用具	件(年)	193	193	193
情報・意思疎通支援用具	件(年)	233	233	233
排泄管理支援用具	件(年)	14,397	14,397	14,397
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件(年)	18	18	18

5 各年度の活動指標(サービス見込み量)とその確保のための方策

⑧ 手話奉仕員等養成研修事業

聴覚障がいのある人の交流活動の推進を図り、意思疎通のための情報支援者として、聴覚障がいのある人や福祉に理解と熱意を有する者を養成します。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
手話奉仕員養成研修	登 録 者 数	115	117	132

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な人に対し、外出のための支援を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
移 動 支 援 事 業	人 分 (年)	1,169	1,191	1,191
	延時間 (年)	106,539	116,553	116,553

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対する運営費補助を行い、障がいのある人の地域生活の支援を促進します。

地域活動支援センターⅠ型

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
自 市 分	箇 所	2	2	2
	人 分 (年)	171	171	171
他 市 町 村 分	箇 所	1	1	1
	人 分 (年)	28	28	28

地域活動支援センターⅡ型

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
自 市 分	箇 所	2	2	2
	人 分 (年)	122	122	122
他 市 町 村 分	箇 所	1	1	1
	人 分 (年)	1	1	1

地域活動支援センターⅢ型

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
自 市 分	箇 所	25	25	25
	人 分 (年)	868	868	868
他 市 町 村 分	箇 所	1	1	1
	人 分 (年)	3	3	3

⑪ 発達障がい者支援センター運営事業

発達障がいのある人の支援拠点として、発達障がいのある人やその家族に対する支援を総合的に行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
発 達 障 が い 者 支 援 セ ン タ ー	箇 所	1	1	1
	人 分 (年)	1,000	1,000	1,000

⑫ 障がい児等療育支援事業

重症心身障がい児等の地域における生活を支えるため、基幹相談支援センターが、身近な地域で療育に関する相談に応じるとともに、助言や指導を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
障 が い 児 等 療 育 支 援 事 業	箇 所	4	4	4

⑬ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成・派遣します。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
手 話 通 訳 者 養 成 研 修 事 業	登 録 者 数	61	63	65
要 約 筆 記 者 養 成 研 修 事 業	登 録 者 数	35	37	39
盲ろう者向け通訳 ・介助員養成研修事業	登 録 者 数	67	70	73
盲ろう者向け通訳 ・介助員派遣事業	派遣延人数 (年)	1,034	1,088	1,142

⑭ 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業

精神障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
地 域 生 活 支 援 広 域 調 整 会 議 等 事 業	回 (年)	2	2	2
地 域 移 行 ・ 地 域 生 活 支 援 事 業	ピアサポート 従 事 者 数	18	18	18

5 各年度の活動指標(サービス見込み量)とその確保のための方策

⑮ 発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業

発達障がい児者の支援について、各ライフステージにおける現状の把握や情報共有を行い、地域の実情に応じた支援体制の充実を図るため、関係者会議を開催します。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
発 達 障 が い 者 支 援 地 域 協 議 会	回 (年)	2	2	2

⑯ その他の支援事業

○ 日中一時支援事業

自宅で介護する人が病気の場合などに、障がいのある人を日中、施設で一時的に預かり介護します。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
日 中 一 時 支 援 事 業	日 分 (年)	37,248	39,222	41,301

○ 訪問入浴サービス事業

重度の身体障がいのある人に対し、訪問により入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
訪問入浴サービス事業	人 分 (年)	39	38	37

○ 障がい者 ICT サポートセンター運営事業

ICT 機器に関する相談・訪問サポートを実施するとともに、階層型支援モデルの構築に向け特別支援学校・医療関係者向けの研修を実施するなど、サポート体制の整備と支援機器に関する情報提供を行います。

サービス種別	単 位	6年度	7年度	8年度
障がい者ICTサポート センター運営事業	箇 所	1	1	1

(10) 各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表

サービス種別			単 位	6 年度	7 年度	8 年度
指定障がい福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護	時間分 (月)	25,053	25,029	25,000
			人 分 (月)	1,031	1,030	1,029
		重度訪問介護	時間分 (月)	19,526	19,959	20,393
			人 分 (月)	45	46	47
		同行援護	時間分 (月)	3,783	3,801	3,801
			人 分 (月)	209	210	210
		行動援護	時間分 (月)	451	441	431
			人 分 (月)	43	42	41
		重度障がい者等包括支援	時間分 (月)	372	372	372
			人 分 (月)	1	1	1
	日中活動系サービス	生活介護	人日分 (月)	31,180	31,540	31,900
			人 分 (月)	1,559	1,577	1,595
		うち、強度行動障がい者	人 分 (月)	448	454	459
		自立訓練（機能訓練）	人日分 (月)	300	300	300
			人 分 (月)	19	19	19
		自立訓練（生活訓練）	人日分 (月)	1,470	1,470	1,470
			人 分 (月)	82	82	82
		就労選択支援	人 分 (月)	—	35	70
		就労移行支援	人日分 (月)	5,107	5,184	5,261
			人 分 (月)	266	270	274
		就労継続支援 A 型	人日分 (月)	11,436	12,850	14,432
			人 分 (月)	542	609	684
		就労継続支援 B 型	人日分 (月)	45,809	47,823	49,913
			人 分 (月)	2,411	2,517	2,627
		就労定着支援	人 分 (月)	135	148	162
		療養介護	人 分 (月)	118	118	118
		短期入所 （福祉型・医療型）	人日分 (月)	3,108	3,204	3,306
			人 分 (月)	518	534	551
		うち、強度行動障がい者	人 分 (月)	44	45	47

5 各年度の活動指標(サービス見込み量)とその確保のための方策

各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表

サービス種別			単 位	6年度	7年度	8年度
指定障がい福祉サービス	居住系サービス	自立生活援助	人 分 (月)	3	3	3
		共同生活援助 (グループホーム)	人 分 (月)	934	1,021	1,108
		うち、強度行動障がい者	人 分 (月)	64	70	76
		施設入所支援	人 分 (月)	639	639	639
地域生活支援拠点等			箇 所	23	24	25
			コーディネーター の配置人数	1	1	1
			検証及び検討の 実施回数(年)	10	10	10
相談支援	計画相談支援		人 分 (月)	1,892	2,025	2,167
	地域移行支援		人 分 (月)	1	1	1
	地域定着支援		人 分 (月)	7	7	7
障がい児支援	児童発達支援		人日分 (月)	6,544	7,104	7,664
			人 分 (月)	818	888	958
	児童発達支援センター		箇 所	2	2	2
	放課後等デイサービス		人日分 (月)	24,921	28,301	32,149
			人 分 (月)	1,917	2,177	2,473
	保育所等訪問支援		人日分 (月)	80	87	95
			人 分 (月)	53	58	63
	居宅訪問型児童発達支援		人日分 (月)	41	41	41
			人 分 (月)	6	6	6
	障がい児入所施設 (福祉型)		人 分 (月)	28	28	28
	障がい児入所施設 (医療型)		人 分 (月)	8	8	8
	障がい児相談支援		人 分 (月)	898	1,031	1,183
	医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置		人	4	4	4

各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表

サービス種別		単 位	6 年度	7 年度	8 年度
発達障がい者支援	発達障がい者支援地域協議会	回（年）	2	2	2
	発達障がい者支援センター	箇 所	1	1	1
		人分(年)	1,000	1,000	1,000
	発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言	件（年）	5	5	5
	発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	件（年）	30	30	30
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	受講者数 (保護者)	80	80	80
		実施者数 (支援者)	6	6	6
	ペアレントメンターの人数	人（年）	17	17	17
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	保健、医療及び福祉関係者による協議の場合	回（年）	2	2	2
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場合への関係者の参加	人（年）	16	16	16
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場合における目標設定及び評価	回（年）	2	2	2
	精神障がい者の地域移行支援	人（年）	1	1	1
	精神障がい者の地域定着支援	人（年）	5	5	5
	精神障がい者の共同生活援助	人（年）	311	340	369
	精神障がい者の自立生活援助	人（年）	3	3	3
	精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	人（年）	42	42	42

5 各年度の活動指標(サービス見込み量)とその確保のための方策

各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表

サービス種別			単 位	6年度	7年度	8年度
相談支援体制の充実・強化	基幹相談支援センターの設置		設置の有無	有	有	有
	基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所等に対する訪問等による専門的な指導・助言	件（年）	716	716	716
		地域の相談支援事業所の人材育成の支援	件（年）	62	62	62
		地域の相談機関との連携強化の取組	回（年）	104	104	104
		個別事例の支援内容の検証の実施	回（年）	70	70	70
		主任相談支援専門員の配置	人（年）	13	14	15
	協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数及び参加事業者・機関数	回（年）	54	54	54
			団体(年)	510	510	510
		協議会の専門部会の設置数及び実施回数	部会(年)	6	6	6
			回（年）	42	42	42
障がい福祉サービスの質を向上させるための取組	障がい福祉サービス等に係る研修 その他研修への市町村職員の参加		人（年）	35	35	35

各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表

サービス種別			単 位	6 年度	7 年度	8 年度
地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有
	自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有
	相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所	4	4	4
			基幹相談支援センター設置の有無	有	有	有
		基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
	成年後見制度利用支援事業		人（年）	200	218	236
	成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	有	有
	意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣延人数(年)	2,300	2,350	2,400
		手話通訳者設置事業	人分（年）	11	11	11
	日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件（年）	58	58	58
		自立生活支援用具	件（年）	133	133	133
		在宅療養等支援用具	件（年）	193	193	193
		情報・意思疎通支援用具	件（年）	233	233	233
		排泄管理支援用具	件（年）	14,397	14,397	14,397
		居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件（年）	18	18	18
	手話奉仕員養成研修		登録者数	115	117	132

5 各年度の活動指標(サービス見込み量)とその確保のための方策

各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表

サービス種別			単 位	6年度	7年度	8年度
地域生活支援事業	移動支援事業		人分（年）	1,169	1,191	1,191
			延時間(年)	106,539	116,553	116,553
	地域活動支援センターⅠ型	自市分	箇所	2	2	2
			人分（年）	171	171	171
		他市町村分	箇所	1	1	1
			人分（年）	28	28	28
	地域活動支援センターⅡ型	自市分	箇所	2	2	2
			人分（年）	122	122	122
		他市町村分	箇所	1	1	1
			人分（年）	1	1	1
	地域活動支援センターⅢ型	自市分	箇所	25	25	25
			人分（年）	868	868	868
		他市町村分	箇所	1	1	1
			人分（年）	3	3	3
	発達障がい者支援センター		箇所	1	1	1
			人分（年）	1,000	1,000	1,000
	障がい児等療育支援事業		箇所	4	4	4
	成通専 研支門 修援性 ・行の 派遣う 事業者の 養意 疎	手話通訳者養成研修事業	登 録 者 数	61	63	65
		要約筆記者養成研修事業	登 録 者 数	35	37	39
		盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	登 録 者 数	67	70	73
		盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	派遣延人数(年)	1,034	1,088	1,142
	整支者精 等援地神 事業広域障 調活い	地域生活支援広域調整会議等事業	回（年）	2	2	2
		地域移行・地域生活支援事業	ピアサポート従事者数	18	18	18
	発達障がい者支援地域協議会		回（年）	2	2	2
	支 援 事 業 そ の 他 の	日中一時支援事業	日分（年）	37,248	39,222	41,301
		訪問入浴サービス事業	人分（年）	39	38	37
		障がい者 ICT サポートセンター運営事業	箇所	1	1	1

(11) 活動指標（サービス見込み量）の確保のための方策

- 障がい者地域自立支援協議会などを通じて、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障がい児通所支援等のサービスを行う意向を有する事業者の把握に努めます。
- 事業者等に広く情報提供を行うなどの方法により、障がいの種別なく事業者の参入を引き続き促進します。
- 国や県の補助事業などを積極的に活用して、サービス提供基盤の整備に努めます。

6 計画の達成状況の点検及び評価

各年度における障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の成果目標や活動指標（サービス見込み量）の達成状況については、障がい者施策審議会及び障がい者地域自立支援協議会において、分析・評価を行い、計画の具体化に向けた調整や協議を行います。

資料編

1 計画策定関係資料

(1) 計画策定経過

実施年月	会議名・実施事業等	主な内容
令和5年7～9月	障がい者全般・障がい児を対象としたアンケート調査	アンケート調査の実施
令和5年8月30日	第1回新潟市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会	次期計画の策定について、計画スケジュール
令和5年9月5日	第1回新潟市障がい者施策審議会	現行計画の振り返り、次期計画の構成、計画スケジュール、アンケート調査について
令和5年10月31日	新潟市障がい者地域自立支援協議会全体会	次期計画の策定、計画スケジュールについて報告
令和5年11月1日	第2回新潟市障がい者施策審議会	アンケート結果、計画素案の策定・検討
令和5年12月15日	新潟市議会市民厚生常任委員協議会	パブリックコメントの実施について報告
令和5年12月21日～令和6年1月19日	パブリックコメントの実施	計画素案に係るパブリックコメントの実施
令和6年2月16日	第3回新潟市障がい者施策審議会	パブリックコメントの結果について、計画案の説明・承認
令和6年3月19日	新潟市障がい者地域自立支援協議会全体会	計画完成の報告
令和6年3月21日	第4回新潟市障がい者施策審議会	計画完成の報告

(2) 新潟市障がい者施策審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、新潟市障がい者施策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障がい者
- (3) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

※新潟市障がい者施策審議会条例の内容は、令和6年3月時点のものです。

(3) 新潟市障がい者施策審議会委員名簿

(※令和6年3月現在 敬称略)

区 分	分 野	所 属 等	氏 名	備考
障がい者団体	身体障がい (視覚)	新潟市視覚障害者福祉協会	会員 栗川 治	
	身体障がい (聴覚)	NPO 法人 新潟市ろうあ協会	理事 中村 佐	
	身体障がい (肢体不自由)	新潟市身体障害者福祉協会連合会	会長 佐藤 清治	会長代理
	知的障がい	新潟地区手をつなぐ育成会	副会長 田部 雪枝	
	精神障がい	NPO 法人 にいがた温もりの会	理事長 中島 太一	
	発達障がい	NPO 法人 にいがた・オーティズム	理事 高橋 隆子	
	難病	全国パーキンソン病友の会新潟県支部	会長 石井 和男	
障がい福祉事業者	通所施設	(福) とよさか福祉会	本部事務局長 治 雅史	
	入所施設	(福) 新潟太陽福祉会 太陽の村	園長 菊地 康晴	
	相談支援事業者	新潟市障がい者基幹相談支援センター西	相談員 丸山 幸代	
学識経験者・ 関係行政機関	医師	(一社) 新潟市医師会	理事 熊谷 敬一	
	歯科医師	(一社) 新潟市歯科医師会	理事 松井 大介	
	教育	新潟大学	教授 有川 宏幸	会長
	就労	新潟公共職業安定所	所長 柴田 宏行	
他 その	関係機関	新潟市障がい者地域自立支援協議会	会長 渡邊 賢一	

2 用 語 集

ア行

ICT（情報通信技術）

Information and Communication Technology の略。IT とほぼ同義の意味を持ち、通信技術を活用して人と人が繋がる技術のこと。

カ行

基幹相談支援センター

障がいのある人やその家族からのさまざまな相談を受け止め、総合的な支援を行う相談機関。地域移行・地域定着促進に関することや、権利擁護、虐待防止、差別解消相談なども行う。市内 4 か所に設置。障害者総合支援法では、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関とされる。

強度行動障がい

直接的他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、様々な養育上の努力はしていても、行動面の問題が継続している状態。

グループホーム

障がいのある人が、世話人等から相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を受けながら共同生活を行い、地域において自立生活していくための暮らしの場。

高次脳機能障がい

脳血管障がいや頭部外傷で脳が損傷されたために、言語、行為、記憶、注意、認知、思考、学習、コミュニケーションなど、社会生活を行う上で重要な機能が障がいされた状態。

サ行

児童発達支援センター「こころん」

発達が気になる就学前の児童やその保護者、関係施設職員を対象に、通所支援や発達相談、地域支援などの専門的な支援を行う児童発達支援センター。本市の中核的な児童発達支援機関として、関係機関と連携し幼少期からの切れ目のない支援を行う。平成 27 年 4 月設置。

自閉症

3 歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわる、などを特徴とする行動の障がいのこと。最近では、症状が軽くても自閉症と同質の障がいがある場合、自閉スペクトラム症と呼ばれることもある。(スペクトラムとは「連続体」の意味。)

手話通訳者

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う者。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。

手話奉仕員

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、言語・聴覚障がい者のために手話通訳を行う者。平成 23 年度から試験制度を導入。

障がい者地域自立支援協議会

障がいのある人への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成し、市町村が設置するもの。

機能として、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うもの。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(略称:障害者総合支援法)

障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の

増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、契約等の内容について判断能力が十分でない人を保護するための制度。

タ行

地域活動支援センター

障がいのある人が通所により、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を受けることができる施設のこと。旧障害者自立支援法によって新たに制度化されたものであり、現在は障害者総合支援法によって定められている。従来の小規模作業所の多くが地域活動支援センターに移行している。

特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別支援学級

小学校、中学校等において以下に示す障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。

【対象障がい種】

知的障がい者、肢体不自由者、病弱及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、
自閉症・情緒障がい者、等

ナ行

新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」

障がいのある人の就労支援及び企業の障がい者雇用支援を行う拠点施設。平成 25 年 10 月に新潟市総合福祉会館内に開所。

ハ行

発達障がい

発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの脳機能の障がいであり、通常低年齢において症状が発現するもの、と定義されている。

発達障がい支援センター

発達障がいへの早期の気づき、早期の発達支援等に資するため、発達障がい者とその家族に対し、専門的な相談に応じ、助言等を行う機関。「新潟市発達障がい支援センター JOIN（ジョイン）」がある。また、県内では、「新潟県はまぐみ小児療育センター」に附置されている「RISE（ライズ）」がある。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは住宅建築用語として段差等の物理的障壁の除去ということが多いが、より広く、障がいのある人の社会参加を困難にしている、社会的・制度的・心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

ペアレントトレーニング

発達障がいのある子どもの親が自分の子どもの行動を理解したり、発達障がいの特性を踏まえた褒め方や適切な対応を学ぶための支援。

ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを持つ親であって、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して助言を行う者。

ヤ行

要約筆記者

身体障がい者福祉の概要や要約筆記の役割・責務等について理解ができ、要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得し、「要約筆記者」として登録された者。

3 障がいのある人全般を対象としたアンケートの概要及び結果

(1) アンケート概要

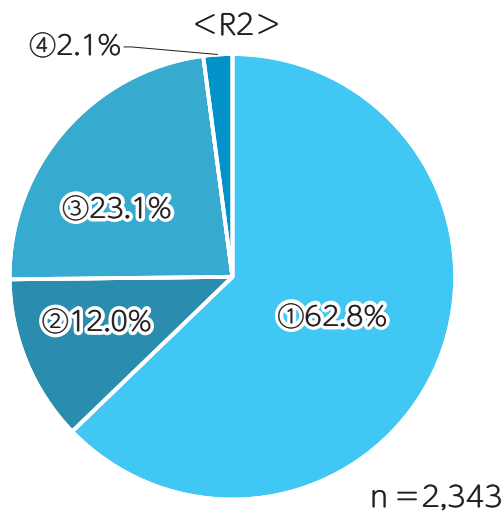
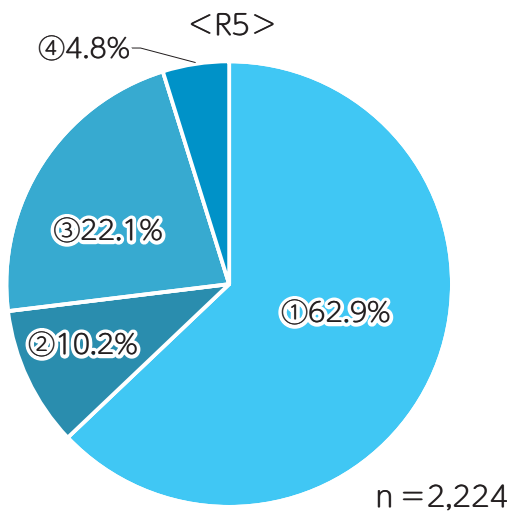
- ・対象者：障がい者手帳所持者等（49,224 人）
- ・抽出者：対象者を母数として 1 割を無作為抽出（4,920 人）
- ・期 間：令和 5 年 8 月 7 日～ 8 月 28 日
- ・方 法：郵送
- ・回収率：45.2%（R 2 調査：47.2% H29 調査：54.2% H26 調査：54.4%）
- ・内 訳：下表のとおり

区分	対象者(人)	抽出者(人)	回答数(人)	回収率(%)	備考
身体	27,794	2,779	1,308	47.1	身体障害者手帳所持者から抽出
知的	6,051	605	262	43.3	療育手帳所持者から抽出
精神	8,068	806	332	41.2	精神保健福祉手帳所持者から抽出
発達	973	97	35	36.1	JOIN 利用者から抽出（※）
難病	6,338	633	287	45.3	特定医療費受給者から抽出
合計	49,224	4,920	2,224	45.2	

※ JOIN（新潟市発達障がい支援センター）の令和 4 年度利用者から 1 割を抽出

(2) 項目別回答状況

問 1 この調査票はどなたが回答と記入をされますか。



① 自分自身が回答して記入

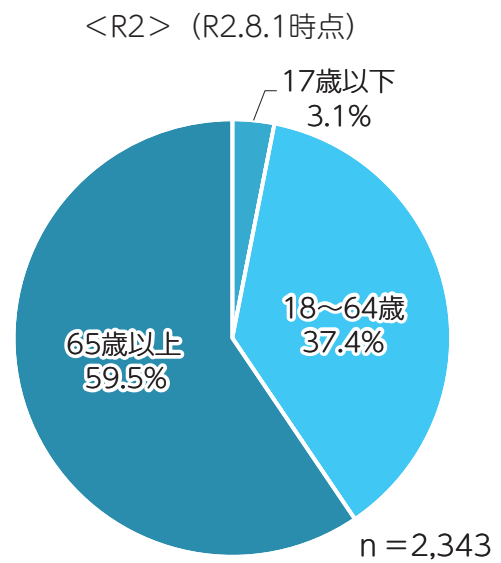
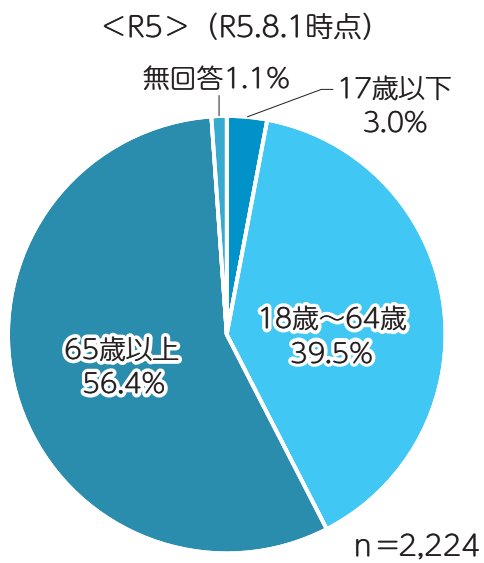
② 自分自身が回答して家族や介助者が記入

③ 家族や介助者が回答して記入

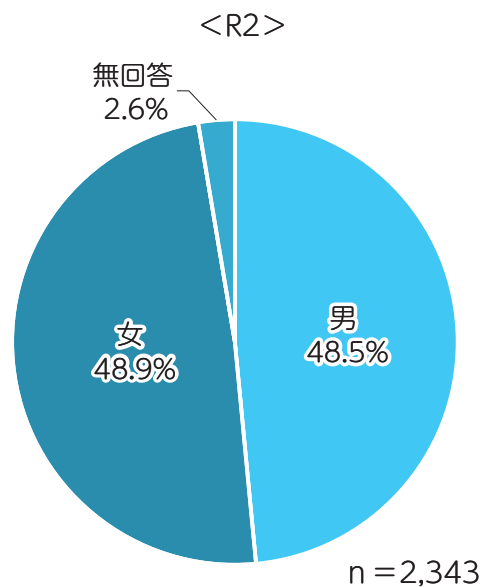
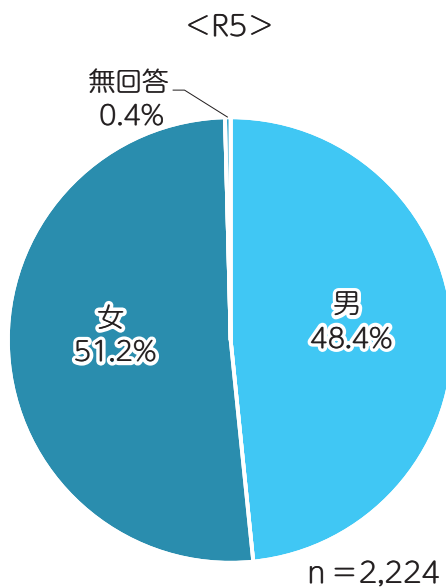
④ 無回答

3 障がいのある人全般を対象としたアンケートの概要及び結果

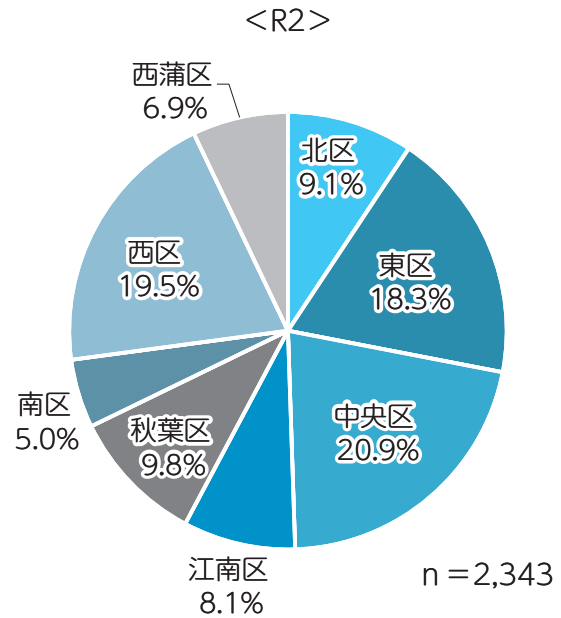
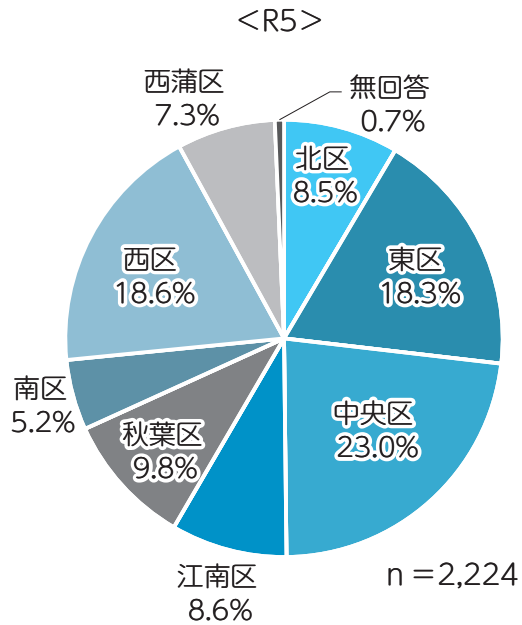
問2 あなたの年齢を教えてください。



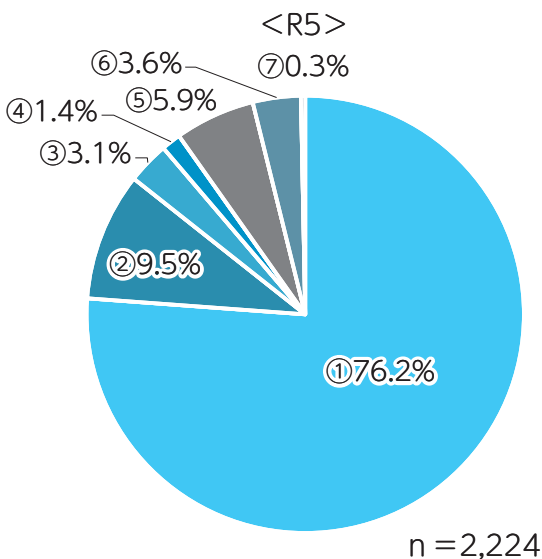
問3 あなたの性別を教えてください。



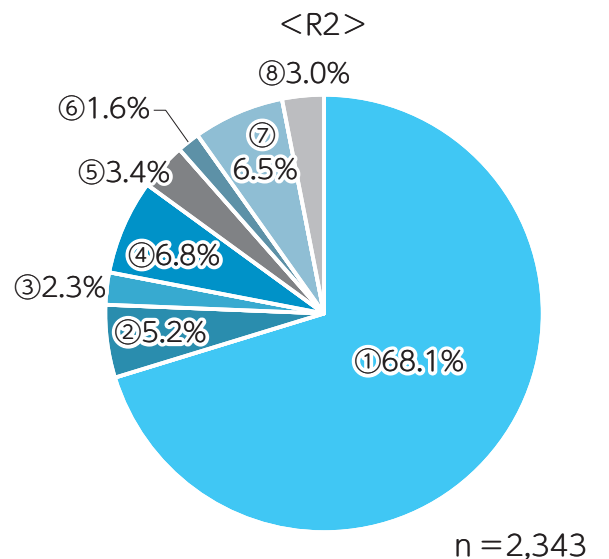
問4 あなたの現在のお住まいの区はどこですか。



問5 あなたの現在のお住まいは次のどれでしょうか。



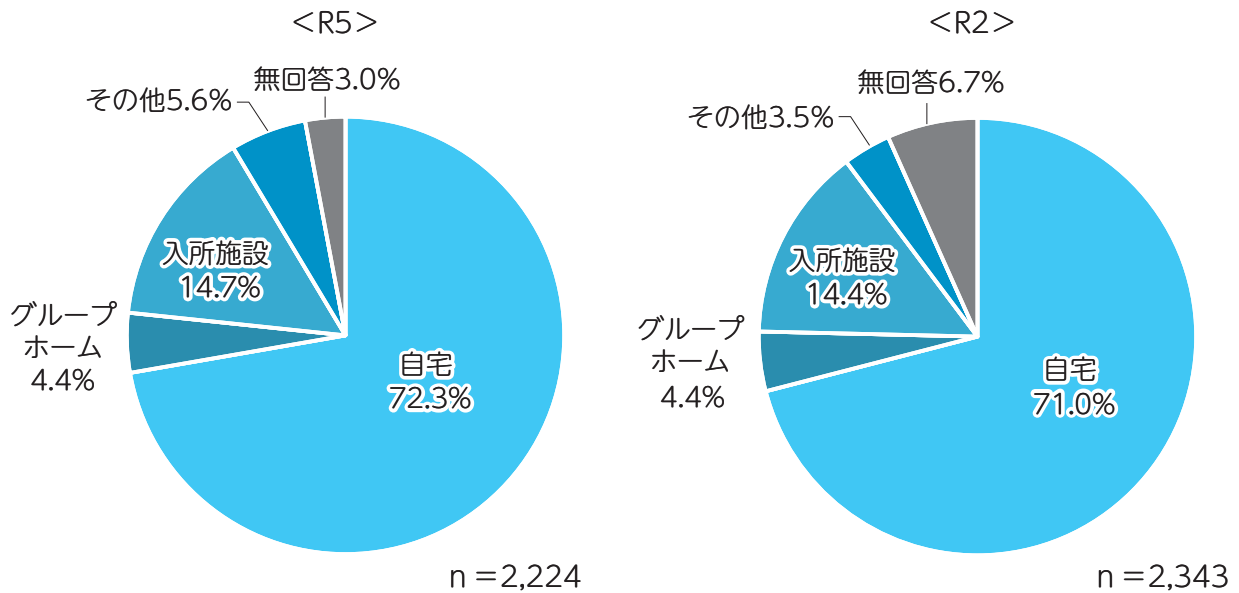
- ①持ち家
- ②民間賃貸住宅
- ③公営住宅
- ④グループホーム
- ⑤入所施設
- ⑥その他
- ⑦無回答



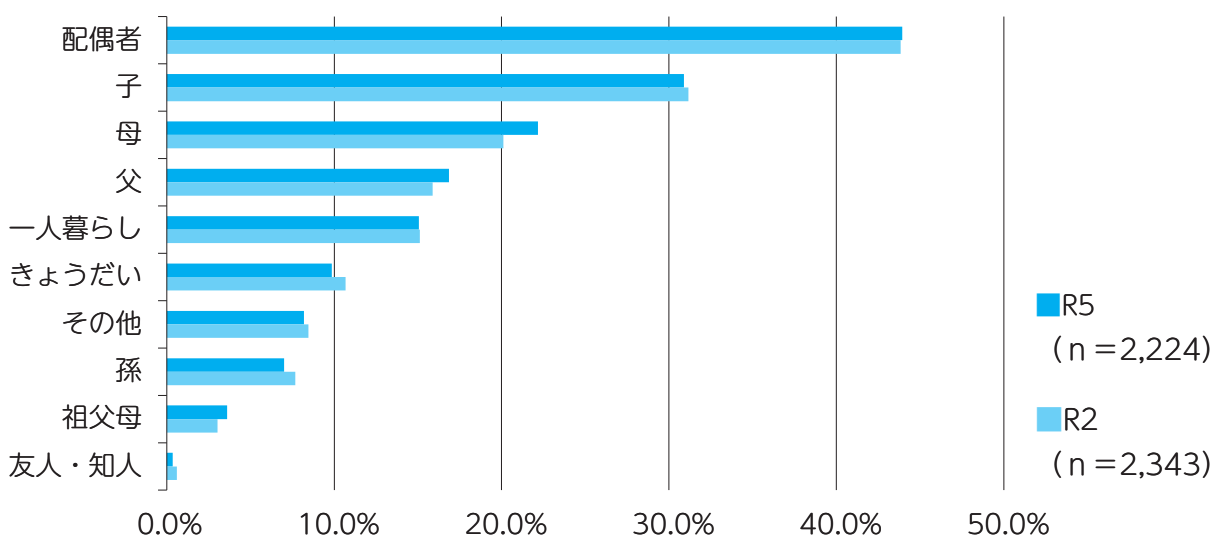
- ①持ち家 (戸建)
- ②持ち家 (アパート・マンション)
- ③民間賃貸住宅 (戸建)
- ④民間賃貸住宅 (アパート・マンション)
- ⑤公営住宅
- ⑥グループホーム
- ⑦入所施設
- ⑧その他

3 障がいのある人全般を対象としたアンケートの概要及び結果

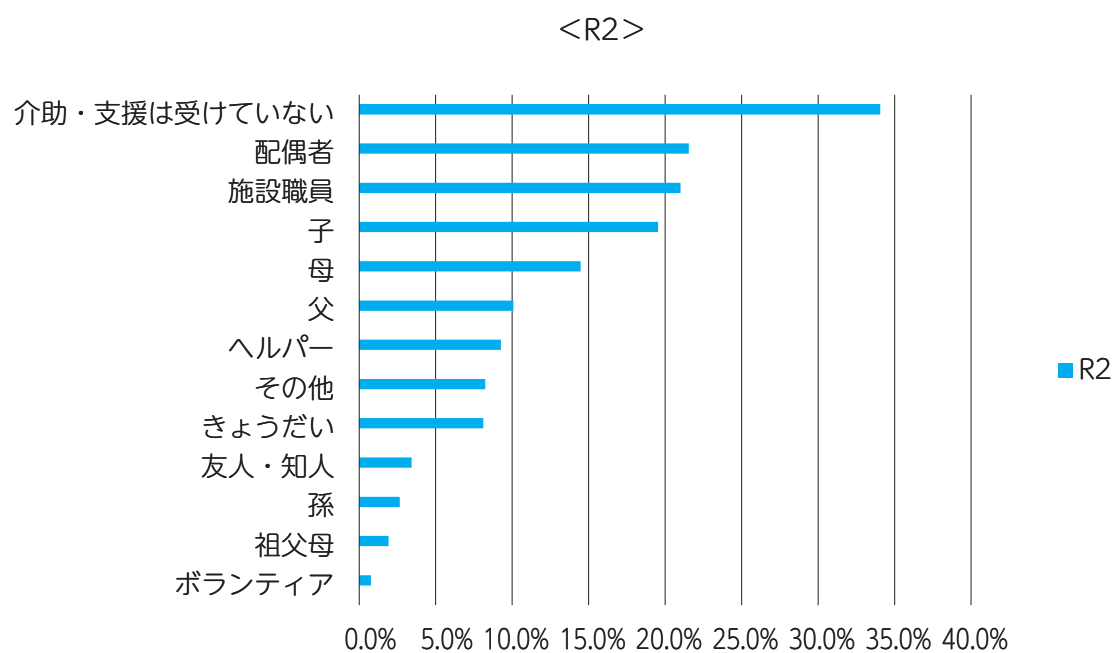
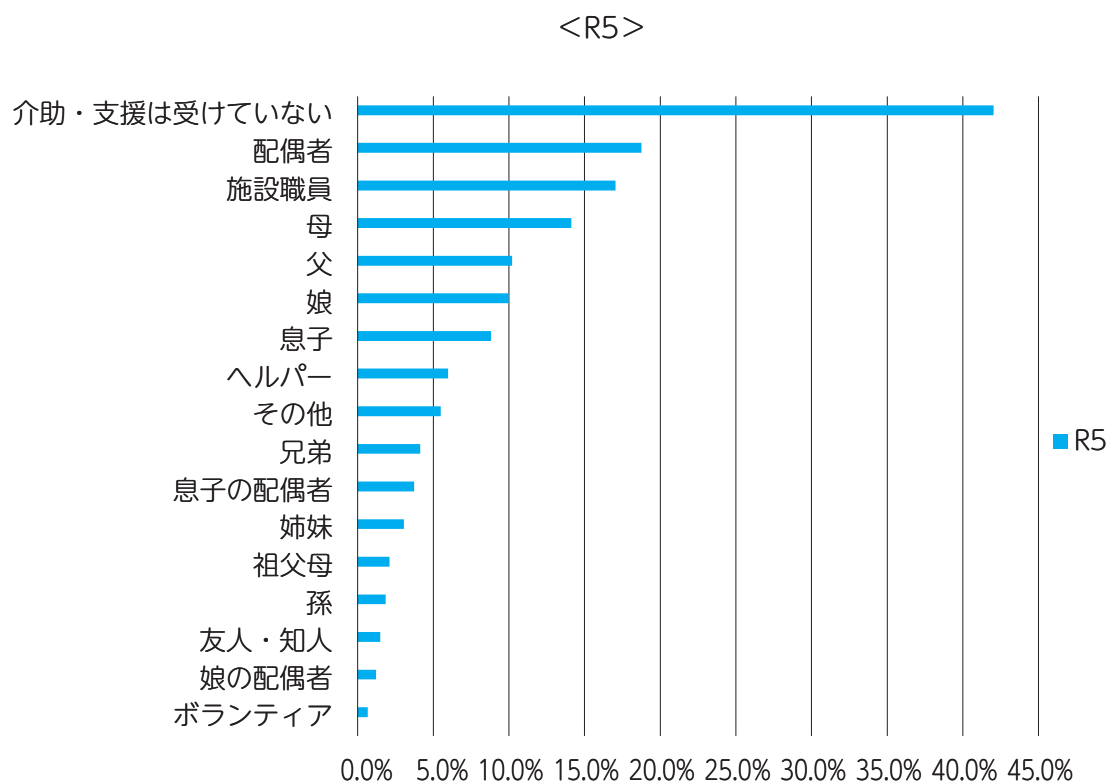
問6 あなたは将来、どのような場所で生活したいと思いますか。



問7 あなたが現在一緒に住んでいる方はどなたですか。(複数回答)

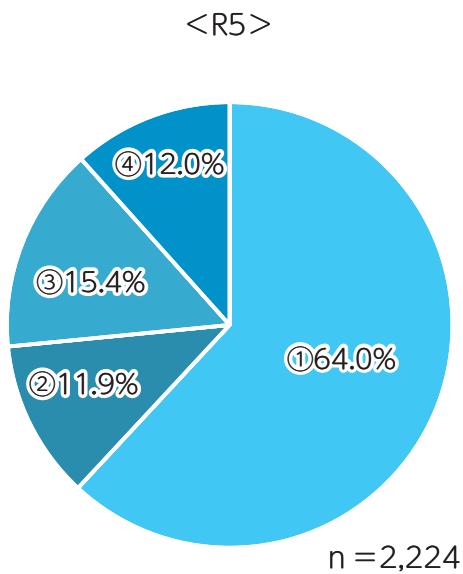


問8 あなたは普段の生活で誰から介助・支援を受けていますか。(複数回答)

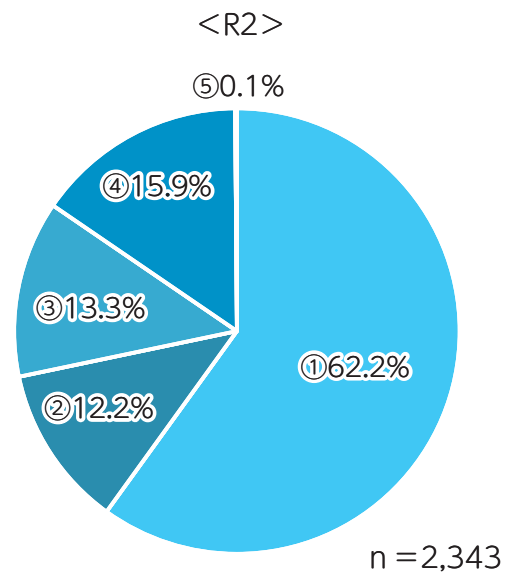


3 障がいのある人全般を対象としたアンケートの概要及び結果

問9 あなたがお持ちの手帳の種類と等級について教えてください。(複数回答)

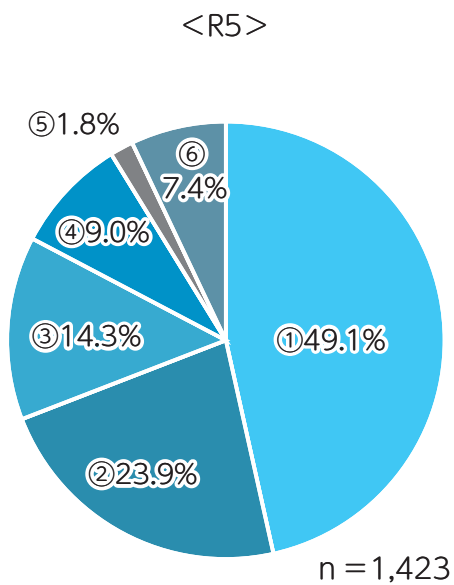


- ①身体障害者手帳
- ②療育手帳
- ③精神障害者保健福祉手帳

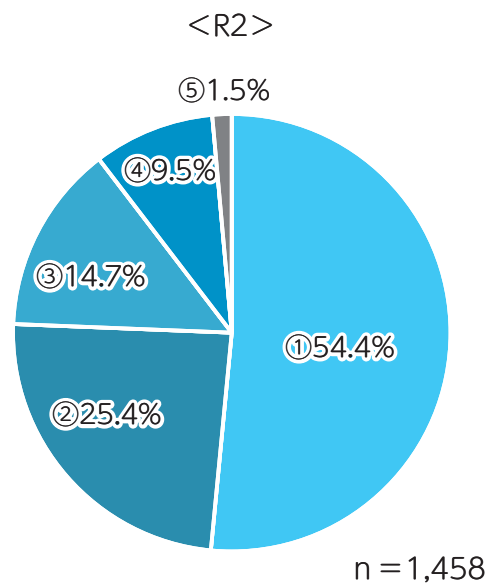


- ④手帳は持っていない
- ⑤無回答

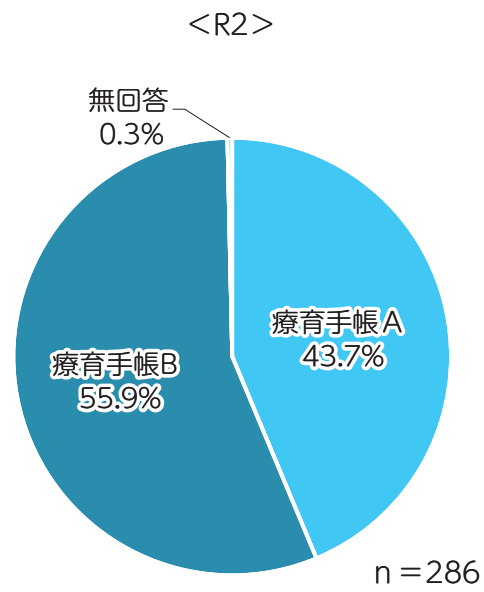
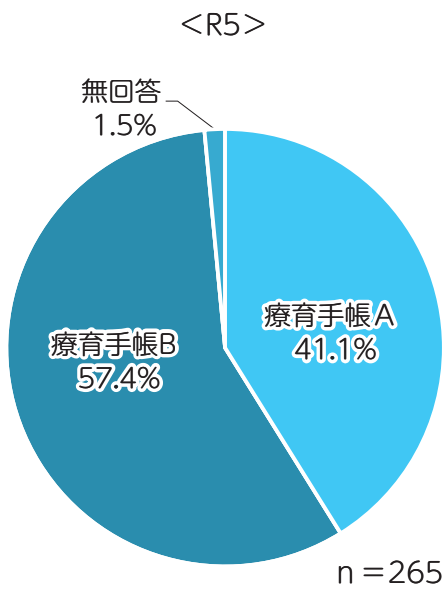
(身体障害者手帳の内訳)



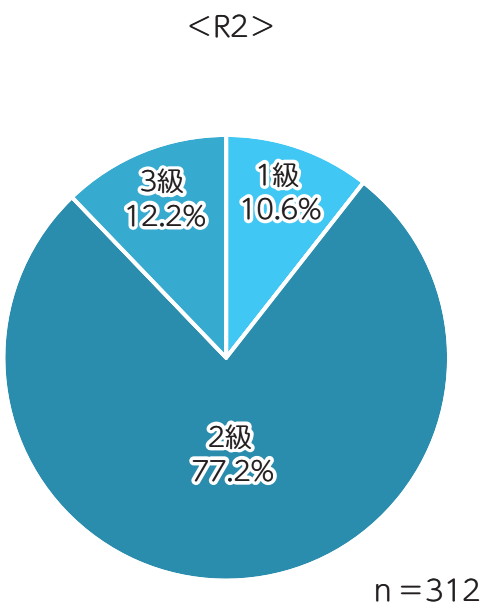
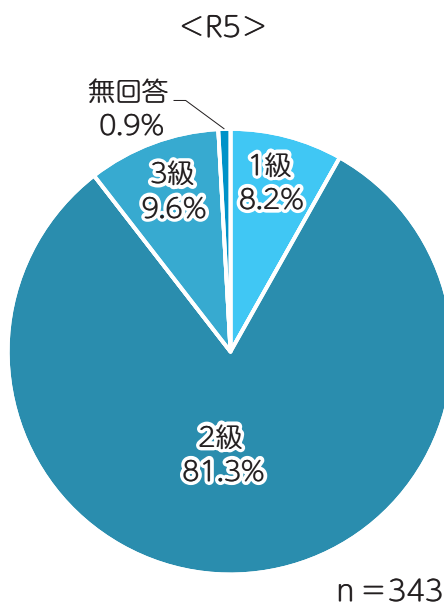
- ①肢体不自由
- ②内部障がい
- ③視覚障がい
- ④聴覚または平衡機能障がい
- ⑤音声・言語・そしゃく機能障がい
- ⑥無回答



(療育手帳の内訳)

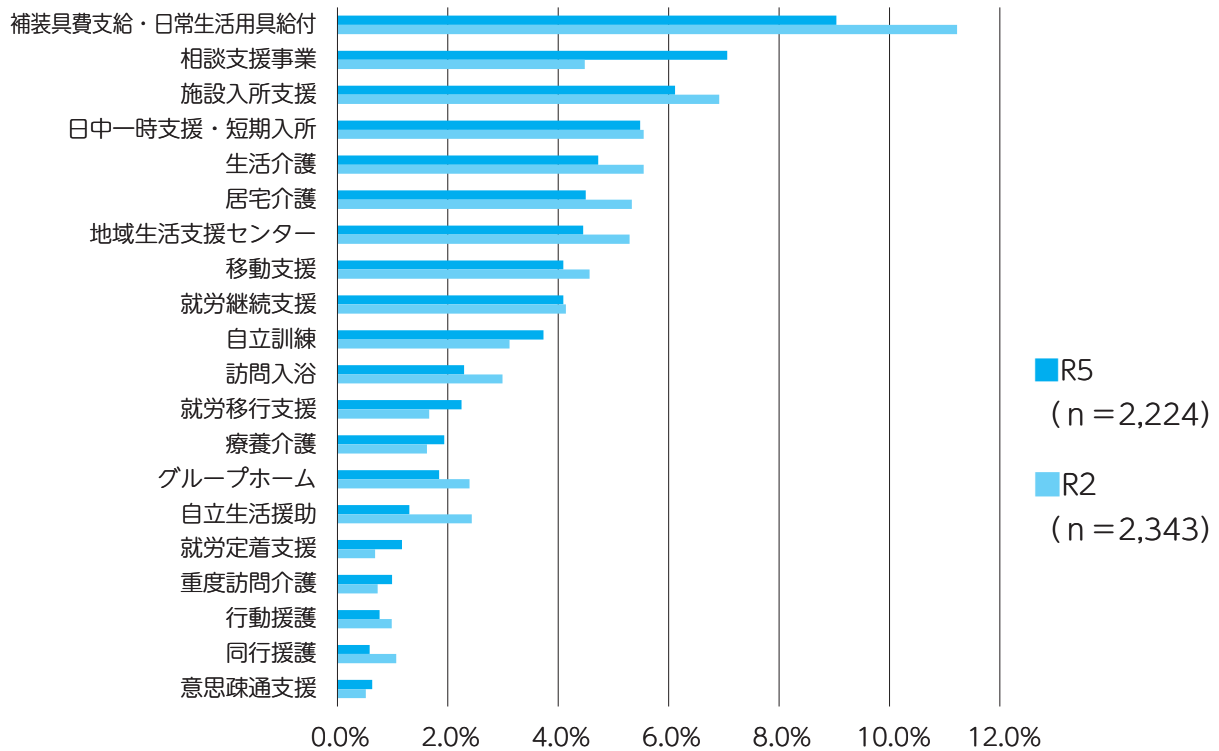


(精神障害者保健福祉手帳の内訳)

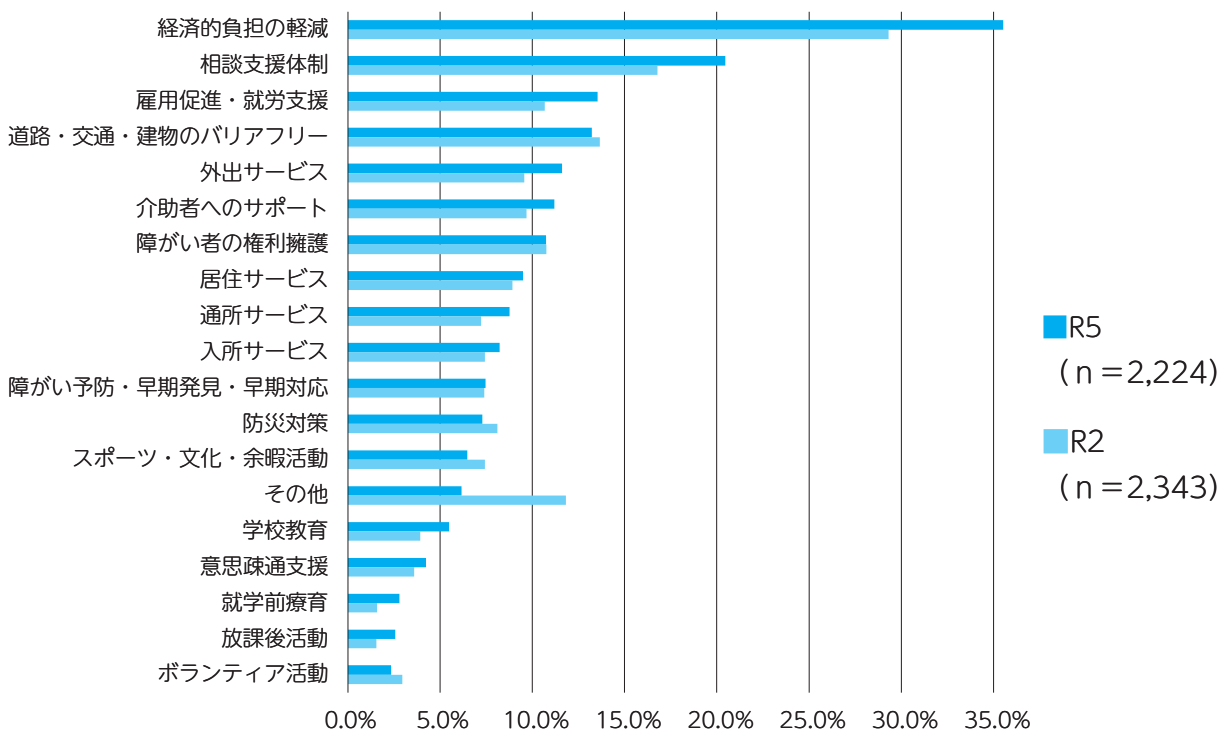


3 障がいのある人全般を対象としたアンケートの概要及び結果

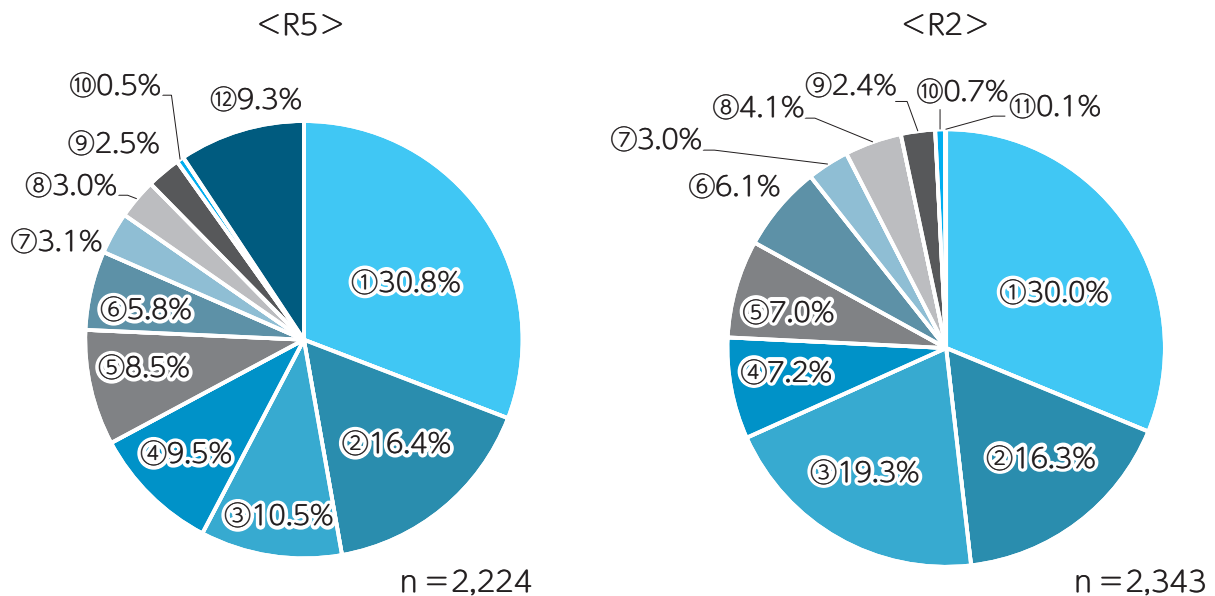
問 10 あなたが現在利用している福祉サービスは何ですか。(複数回答)



問 11 新潟市の障がい福祉施策の中で、あなた自身がもっと良くしてほしいと思うことはありますか。(複数回答)

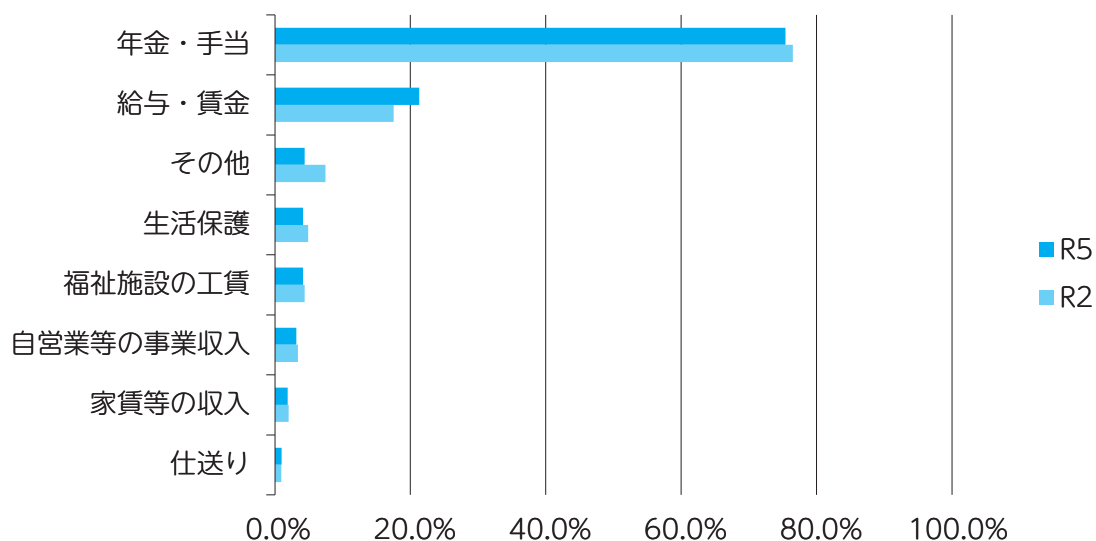


問12 あなたは普段、平日の昼間をおもにどのようにして過ごしていますか。



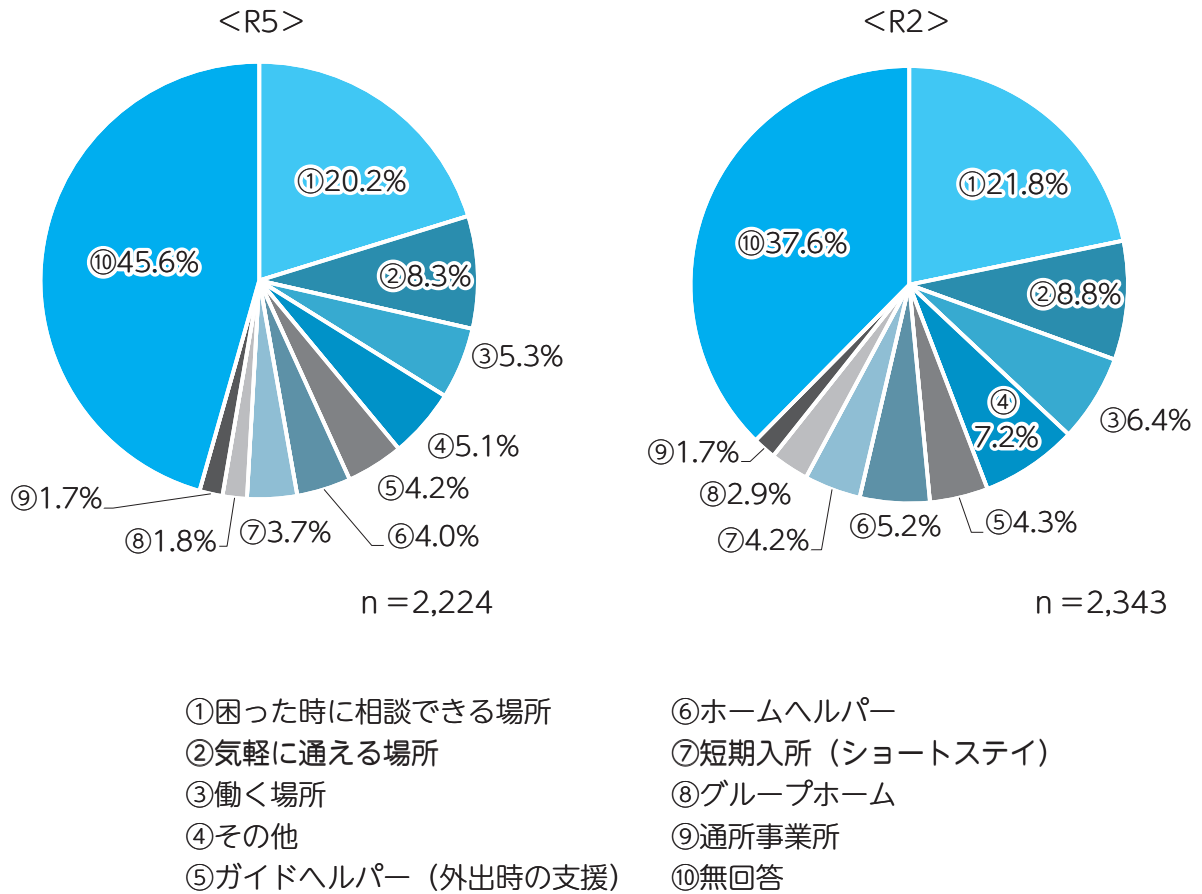
- | | |
|-------------------------------|---------------|
| ① 特に何もしていない | ⑦ 教育機関で学ぶ |
| ② 自宅で家事手伝い | ⑧ 就労支援施設以外の施設 |
| ③ その他 | ⑨ 自宅で収入のある仕事 |
| ④ 正規雇用の社員・職員として働く | ⑩ 就職活動 |
| ⑤ パートやアルバイトなど非正規雇用の社員・職員として働く | ⑪ 職業訓練 |
| ⑥ 就労支援施設 | ⑫ 無回答 |

問13 あなたが得ている収入源は次のうちのどれでしょうか。(複数回答)

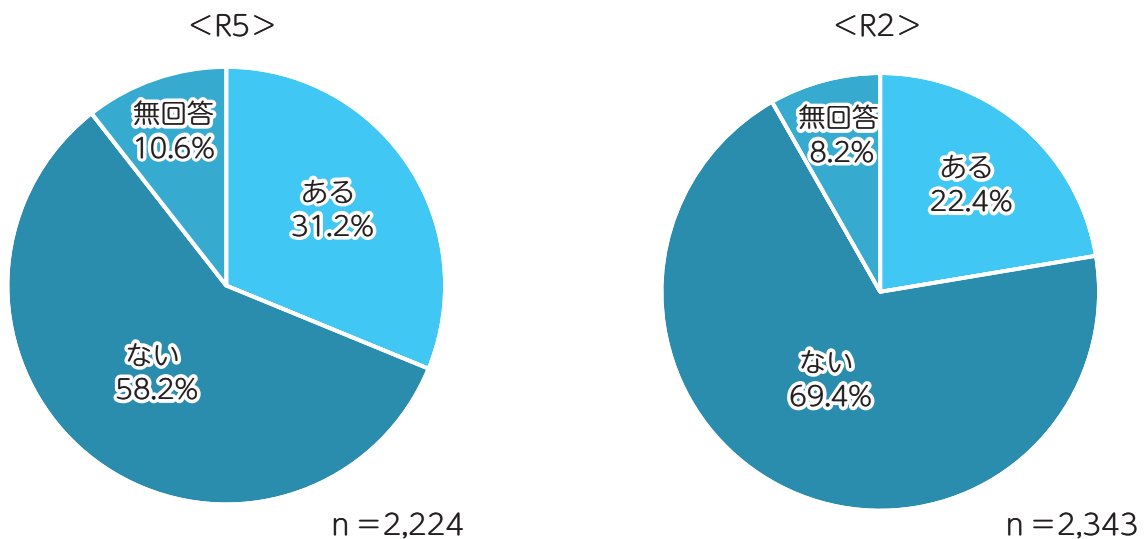


3 障がいのある人全般を対象としたアンケートの概要及び結果

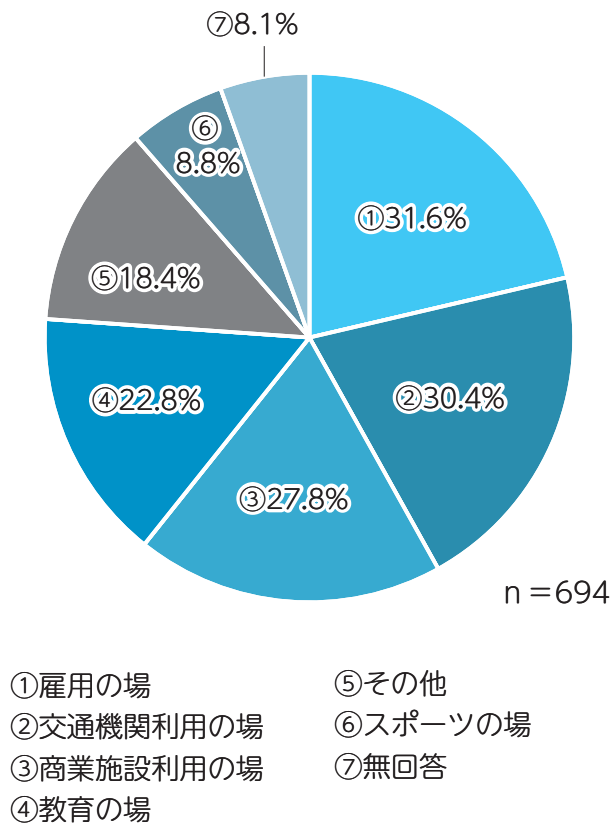
問 14 あなたが今お住まいの地域で安心して生活していくために必要なことはありますか。



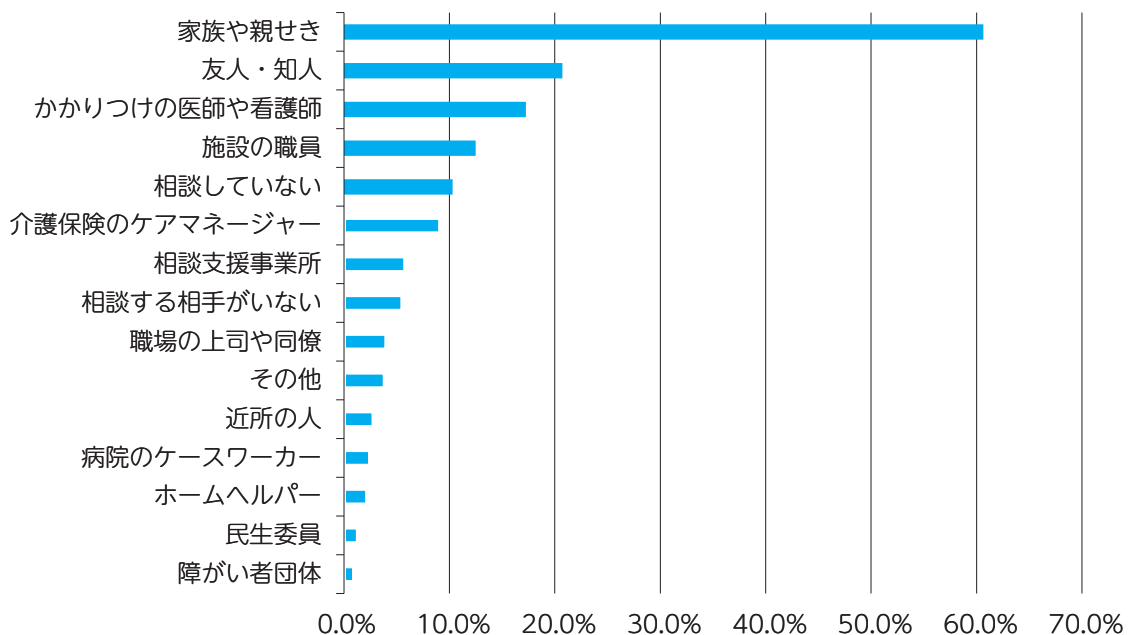
問 15 あなたは障がいを理由として偏見や差別・暮らしにくさを感じたり、いやな思いをしたことがありますか。



具体的にどのような場面ですか。

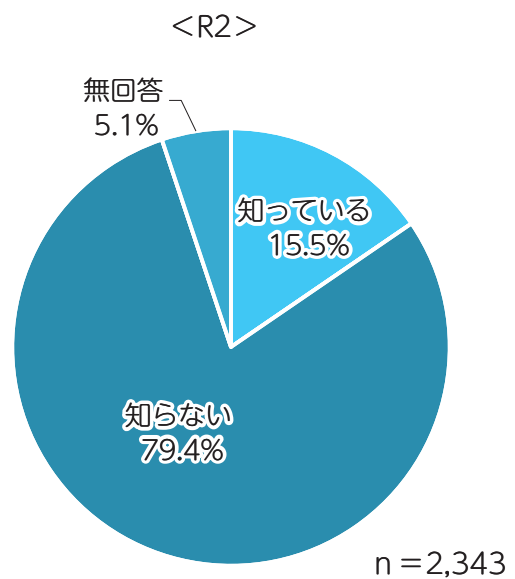
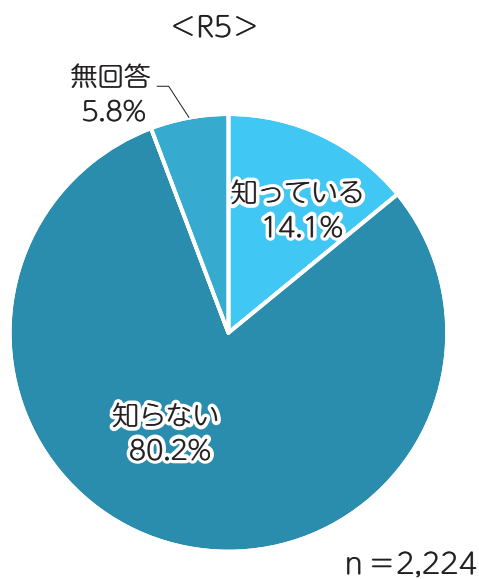


問16 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。（複数回答）

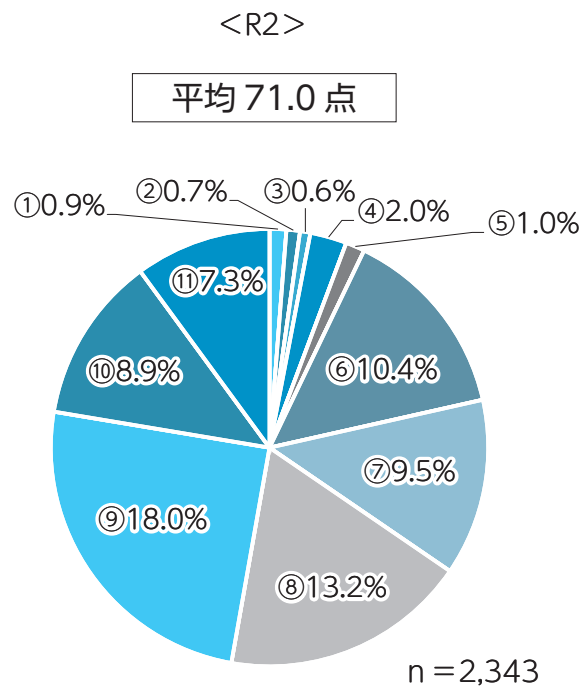
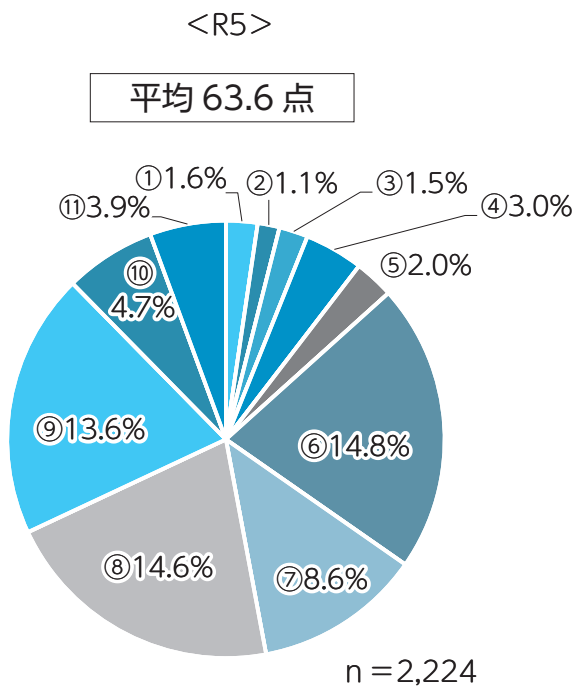


3 障がいのある人全般を対象としたアンケートの概要及び結果

問 17 「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の認知度



問 18 新潟市の今の障がい福祉に関する取組について、あなたの満足度を 100 点満点であらわすと何点になるでしょうか。



① 10～9点 ② 10～19点 ③ 20～29点 ④ 30～39点 ⑤ 40～49点 ⑥ 50～59点
⑦ 60～69点 ⑧ 70～79点 ⑨ 80～89点 ⑩ 90～99点 ⑪ 100点

問 19 あなたが普段の生活で困っていることや利用している福祉サービスで不便に感じていることがありましたら記入してください。

自由意見の回答より抜粋して掲載（n = 879）

障がい種別	年齢別	問 19 自由記述
身体	30 ～ 39 歳	障がいがあるのに、配慮してもらえない（雇用場で）他の方と同じ仕事のやり方を求められる。雇用者側からの配慮があってもよいと思う。
身体	30 ～ 39 歳	「障がい児」への支援がヒットしても「障がいを持つ親」への支援に関する情報はほとんどなく、せめて情報だけでもほしいと思いました。
身体	30 ～ 39 歳	ヘルパー、移動支援など、とにかく人手がない。緊急な病院などには事前予約が基本なので対応できない。外出困難者なのに福祉サービス利用のために外出が必要なこと。
身体	40 ～ 49 歳	外出した際に車椅子で利用できるトイレが近くにあるかどうか非常に重要です。こういったことを気にせず出掛けられるような街になってほしいです。
身体	40 ～ 49 歳	相談できる所が分かりやすくあると良いかと思います。
身体	40 ～ 49 歳	交通機関や生活環境は障がいを持っているとまだ暮らしやすいとは言えないと思います。
身体	40 ～ 49 歳	福祉サービス自体がわからない。相談しにくい感じがあり、福祉サービスを利用しにくい。
身体	50 ～ 59 歳	障がい者認定後の経過具合のアフターケアがあると良いと思う。ずっと同レベルの障がいでも年を重ねるわけではないので認定時の時より障がいになる人もいる。
身体	60 ～ 69 歳	外見が他の人と変わらないため、障がい者と認識されにくく、電車やバス、駐車場の利用時に足が痛くても、つい遠慮して我慢してしまう。
身体	60 ～ 69 歳	駅やスポーツ場、商業施設利用の際、トイレはまだ和式のところがあり、改善してほしい。
身体	60 ～ 69 歳	オストメイトのトイレを増やしてほしい。
身体	60 ～ 69 歳	目が見えないのは、他覚的に分かりにくいと思うが、公共交通機関やお店でもう少し理解が得られたらと感じる場面はある。
身体	60 ～ 69 歳	福祉の相談施設は有るが、相談の電話を受付ける場所が少なく、電話も通じない（話中が多い）。話は聞いてもらえるが、今の所はこれ以上の協力は出来ない等、最後は自分が我慢するしかない。

3 障がいのある人全般を対象としたアンケートの概要及び結果

障がい種別	年齢別	問 19 自由記述
身体	70～79 歳	今はありません。が、将来 1 人になったら（主人が死んだら）暮らして行けるか（経済的）心配です。
身体	70～79 歳	家族が急病等の時すぐに利用出来る施設があるとありがたいです。
身体	70～79 歳	家族は少なく、助けてくれる、頼れる親戚もいないので何かあった時に困る。
身体	70～79 歳	ご近所さまとの交流がほとんどなく、一人で四苦八苦しているところがある。気楽におしゃべりできる地域の環境が欲しい。
身体	70～79 歳	聴覚障がいは相談するにも言葉のキャッチボールができないので正しく判断できずネットの情報にたよるばかりです。電話ができず、予約はいつもすべて FAX です。福祉サービスも情報があまりなく福祉のネットサービスを強化充実させて頂くとうれしいのですが…。
身体	80～89 歳	介護施設に入所時即時入居できる態制が整えられるとありがたい。他界してからでは遅すぎます。175 名の待機人がいる様では何年後の入所になるのでしょうか？
身体	80～89 歳	現在は医療補助のみで介護支援は受けてないが、将来配偶者、自身が援助を必要になった場合、経済的な不安がある。
療育	0～9 歳	移動支援をもう少し気軽に使えるようにして欲しい。就学前までしか利用出来ない療育が多いので、就学後も利用出来る療育を増やして欲しい。障がいの特徴別に療育を受けられるようにして欲しい。障がいを持った子が安心して遊べる公園等を使って欲しい。（利用料が発生しても良いです!!）
療育	0～9 歳	新潟市は、幼児期から利用できる、療育施設が少なく、選択肢がとても少なかったのが今後拡充して欲しいです。同じく療育園も少ないので就園時に困りました。児発の利用が終わると、次は放デイの利用となると思いますが、空きがないとよく耳にします。障がいのある子どもたちが、社会へと歩んでいけるよう、児童発達支援施設の拡充、早期療育、放課後デイサービスの拡充、療育園の充実などご検討いただけますとありがたいです。障がいに対する理解が、大人も子どもも広がってインクルーシブ教育が実現して欲しいです。公共施設で、大きな声が出てしまったり、落ち着かなくなると、周囲の目が気になります。こういう子もいる、こんな障がいもあるなど社会に発信したり、各区の事業として障がいに目を向けた相談会など本人だけではなくその家族の支援も視野に入れて考えてほしいです。

第 7 期新潟市障がい福祉計画・第 3 期新潟市障がい児福祉計画
資 料 編

障がい種別	年齢別	問 19 自由記述
療育	0～9 歳	学童期の事業所はかなり増えたイメージがありますが、成人後の居場所はまだまだ少ないように感じます。一番の心配は親なき後の子どもの居場所です。グループホーム等の施設、就労支援等の施設が増えてくれるといいです。
療育	0～9 歳	障がいのある子の親の大変さが理解されておらず、PTA などの役員をおしつけられたり、仕事につくのがとても、難しく、とても悲しく辛い。
療育	0～9 歳	全ての福祉サービスを利用し、理解しているわけではないですが、子どもの様子を見てもらいながら相談できる場所があればな、と思う時はあります。
療育	0～9 歳	放課後等デイサービスを利用したいが、いつも問い合わせると「空きがない」と言われる。施設側の都合や定員もあると思うけど、本当に利用したい人が利用できないのは不便だと感じる。
療育	0～9 歳	本人は今、支援学級に通い、放課後等デイサービスを利用しています。正直、将来の展望がみえません。近くに似たような方が居ないのでどのような進路があるのかも分かりません。事業所の方も 1 年毎に変わってしまい、その方の温度差なども気になります。長い目で親と一緒に寄りそっていただける機関や人と出会いたいです。
療育	10～19 歳	今は親は元気なので対応できてるが、高齢になったり病気になったりしたら難しくなるので、移動支援や入居施設が増えて、待機や選択できない事がないような状況になるといいと思います。
療育	10～19 歳	介護している家族に用事や急病があった時に介助してくれる人がいない。とても困ります。家族に何かあった時に、介助してくれる人、場所があるといいです。前もって予約等しないとなので、急に何かあった時、困ってます。
療育	10～19 歳	今年 3 月に特別支援学校を卒業し、現在は就労継続支援 B 型を利用しているが、それまで利用していた放課後デイサービスの利用ができなくなり、戸惑った様子がありました。18 才以降もそれまで利用していた施設のフォローアップを受けられるようなサービスがあると、本人も安心して過ごせるのではないかと感じています。
療育	10～19 歳	母親が働きづらい。放デイも利用しているが長期休暇中は退所時刻が早まったり、延長申請も使いづらい。また移動支援も皆利用したい時間帯がかぶるのでなかなか利用できない。
療育	20～29 歳	今現在よりも親である私たちが、世話が出来なくなった時にスムーズに施設なりに入り生活する場所がほしいです。

3 障がいのある人全般を対象としたアンケートの概要及び結果

障がい種別	年齢別	問 19 自由記述
療育	20～29 歳	家族も仕事があるため、本人が今後病院での入院などがあると、昼間のサポートができるか心配。
療育	30～39 歳	移動支援を利用しています。1 ヶ月程前に予約を入れてサービスを受ける日時を決め連絡を受けてお願いしていますが、当然、事業所等の人員の関係もあり、急にこの日にお願いしたいと思っても（それは無理だとわかっている）できるはずもなく…。もっと気軽に頼めるようなサービスがあったらいいなと思うことはあります。
療育	30～39 歳	普段困っていることは、今のところないですが、将来親や家族がいなくなった時、どう暮らしていけば良いのか、など、これからのことが心配です。
療育	40～49 歳	今親と生活しているが親も高齢になるのに重度を受け入れるグループホームがない、入所施設も空きがない状態、不安です。安心して過ごせる終の住処がほしい。
療育	50～59 歳	現在のところは特にないが、将来親や兄弟が亡くなった時に安心して暮らせ困らないようにしてほしい。
精神	20～29 歳	企業が障がい者雇用を引き受ける場合、何の知識もないまま、ただ引き受けているように見える。障がいに対しての理解がない雇用は続かない。企業が勉強する制度があればいいのと思う。自主的に勉強はしてくれないと思うので。
精神	20～29 歳	人との会話や、文書の作成が苦手（作文や感想などの明確な答えのないもの）精神障がいを持っていることや悩みを人に話づらいこと。
精神	20～29 歳	福祉サービス自体に明確な不満はないが、障がいに対する社会の理解度に対し虚ろな思いを抱えてしまうことがある。心体も精神も、いつ自分が当事者になるかは本当はわからない。だが、障がいと関わる機会が無ければ、そもそもそれを自発的に知ろうとすることは確立的に低い。中途半端な理解はかえって偏見を生んでしまう。そのことに対し、制度的な差別が解消されても理解の壁、見えない偏見は残ると思う。そもそも障がいとは何か。例えば眼鏡をかけている人は障がいはないのか？社会的に何を障がいと規定しているのかなど。今関わりの無い人たちにも少しでもいいから考えてもらいたい。
精神	30～39 歳	精神障がいは、目に見えないものなので、理解が得られにくく、生きづらさを感じています。しかし、昔に比べ、精神障がい者を支援してくれる動きもありますので、非常に感謝しております。本当に助かっております。

第 7 期新潟市障がい福祉計画・第 3 期新潟市障がい児福祉計画
資 料 編

障がい種別	年齢別	問 19 自由記述
精神	30 ～ 39 歳	働いていると障がいの特性を忘れられてしまいキャパシティを越えた仕事をまかされてしまうという状況が多く身体と心が負担になりがちな事。
精神	30 ～ 39 歳	私は将来的にピアスタッフとして、支援に携わる当事者として働きたいと思っていますが、新潟県は全国に比べてピアスタッフの雇用率が低く、十分な雇用体制が確立していません。当事者支援にはピアスタッフの力がとても有効であることを新潟県全体に広め、ピアスタッフ雇用・定着支援体制の充実を図っていただきたいと思います。
精神	40 ～ 49 歳	電車など、目に見えない障がい者が、障がい（優先席など）じゃないのに座っている、利用していると言われる事が多々ある。
精神	40 ～ 49 歳	息子がいわゆるグレーゾーンで、何の支援も受けることができなかったように思う。今は療育手帳を取得できたが、学習面において大変な困り感を持っている。しかし、軽度知的障がい者に対する教育の場（塾）を探そうにもなかなか選択肢がなく、（見つけられていないのかもしれないが）進学は諦めるしかないような気がしている。→息子は大学進学を希望しているため、同じような子どもは少数なのは分かるが、通常の塾ではまるでついていけず、個別指導でも、障がい（特性）を理解できる講師に出会えていない。
精神	50 ～ 59 歳	障がいのある子どもをどうしてやったら良いのか介護する側がどうしたらいいのか相談できるところの情報・場所などがわからない。実際あるのかどうか、わからない。自分の子は発達障がいです。見た目は普通なので何がベストであるか困ってます。
精神	70 ～ 79 歳	障がい者が就労できる場所をもう少し広く、多く、企業に働きかけ、スムーズに就労が実現できるように頑張ってもらいたい。
精神	70 ～ 79 歳	本人が意思決定できない時、一般的にどんな選択をしたらよいか、ケースによって相談できる専門家がいて、オンラインでもよいので相談日を設けてもらったら助かるかもしれません。
発達	20 ～ 29 歳	今はそれほど感じていませんが就学時の体制をもっと充実させてください。今後の子どもたちのために。
発達	30 ～ 39 歳	医師に自分のことを上手く伝えられなかったり、適当な診察をされるため治療が上手くできてないと感じる。通院同行して医師に今の自分の状態と一緒に話してくれたり理解してくれるサービスがあるとありがたい。
発達	40 ～ 49 歳	障がい者のためのトレーニングする場所が少なすぎる。バスなど交通手段がない。

3 障がいのある人全般を対象としたアンケートの概要及び結果

障がい種別	年齢別	問 19 自由記述
発達	50～59歳	孤独、孤立対策にもう少し注目が集まれば良いかと、日ごろから思っています。
発達	60～69歳	大人の発達障がいについて、もっと気軽に相談できる場所や同じ悩みを持つ方との情報交換ができる機会の拡充と専門の病院の拡充をもっと図ってほしい。
難病	20～29歳	車イスの人が外出するにあたって歩道の幅が狭くて車道を通る事になる（ベビーカーも一緒）散歩も出来ない。放課後デイがたくさんあるのに通所をしている者は夕方まで預かる施設がない。よろしくお願いします。
難病	20～29歳	内部障がいのため、一見健康な方と同じように見える。そのために配慮が必要ないと思われることが多い。
難病	40～49歳	体調に波があり、以前仕事をしていた時にも体調の悪化で体力的に大変だった。コントロールしながらの仕事は職種が限られる。障がいの軽い人でも障がい者枠で就職できたらとても助かる。
難病	40～49歳	難病をいくつも患い、治療で通院回数が多いため、フルタイムでの勤務に不安がある。障害者手帳がないため、障害者枠が利用できない。今の仕事（パート）から転職したいと思っているが、どうすればいいか悩んでいる。HP（ネットで検索）がわかりづらいので、情報をまとめきれない。自分なりに調べて再就職に向けて頑張っているところです。
難病	50～59歳	デイケアやデイサービスのお話を聞くと高齢者向けの内容だと感じ躊躇してしまう。指定難病も持っており、いくつかの持病の治療のための通院も自分で車を運転できない現状のため、不便を感じる人が多い。障害者手帳を持っていなくても使えるタクシー割引券などがあるとありがたい。
難病	50～59歳	福祉サービスの従業者の待遇改善が十分に行なわれないと、サービスの継続が難しくなります。将来も安定したサービスを提供できるよう、福祉政策の充実が必要です。
難病	70～79歳	今はまだ、それ程必要と感じないけど、もう少し年齢がいったら歩いて、皆んなで、会って、お話しができる場所がほしいですね。一人一人が孤独にならず、気軽に行ける所があった方がいいと思う。
難病	70～79歳	病気をよく理解していない上司と同僚により勤務先から免職させられた経験があります。病気を理解してもらう啓蒙活動が重要ではないでしょうか。

4

障がいのある子どもとその保護者を対象としたアンケートの概要及び結果

(1) アンケート概要

- ・対象者：市内の特別支援学校・学級、通級指導教室の児童・生徒（3,185 人）
新潟市児童発達支援センターころん（以下「ころん」という。）の利用者（637 人）
- ・抽出者：対象者を母数として概ね 2 割を抽出（861 人）
- ・期 間：令和 5 年 7 月 18 日～ 9 月 30 日
- ・方 法：学校等でアンケート協力依頼文書を配布し、WEB フォームから回答
- ・回収率：41.5%（R 2 調査：76.5%）
- ・内 訳：下表のとおり

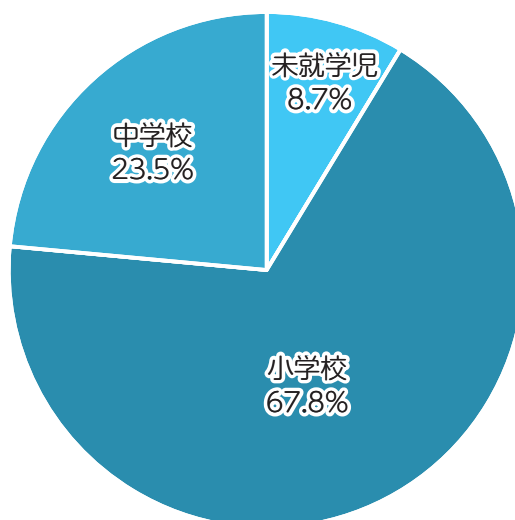
区分		対象者（人）	抽出者（人）	回答数（人）	回収率（%）
特別支援 学校・学級	小学校	1,970	459	203	44.2
	中学校	840	275	82	29.8
通級指導教室	小学校	351	79	40	50.6
	中学校	24	4	2	50.0
ころん		637	44	30	68.2
合計		3,822	861	357	41.5

4 障がいのある子どもとその保護者を対象としたアンケートの概要及び結果

(2) 項目別回答状況

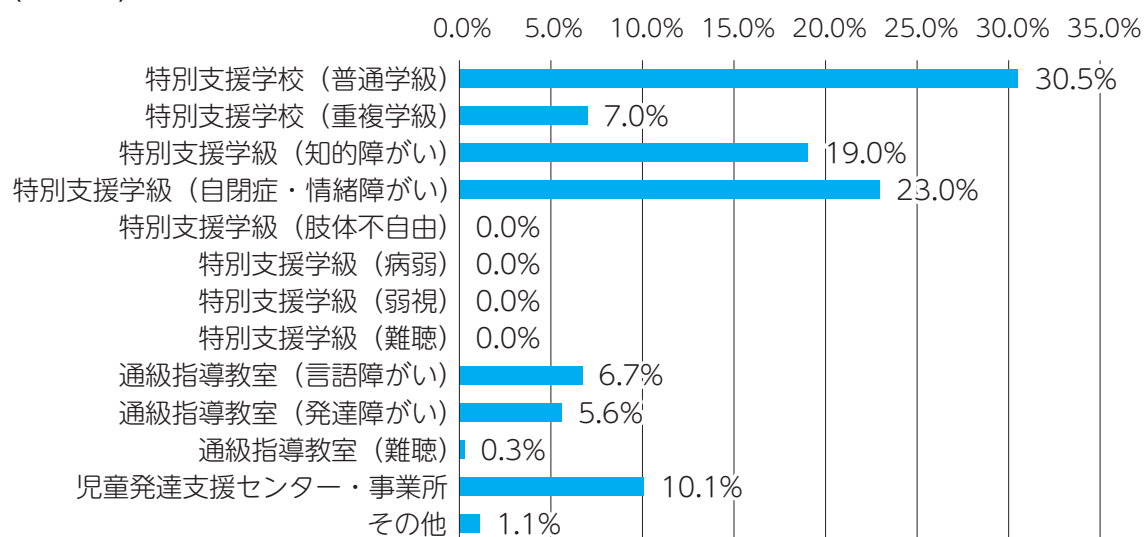
問1 お子さんの学年を教えてください。(令和5年7月現在)

(n=357)



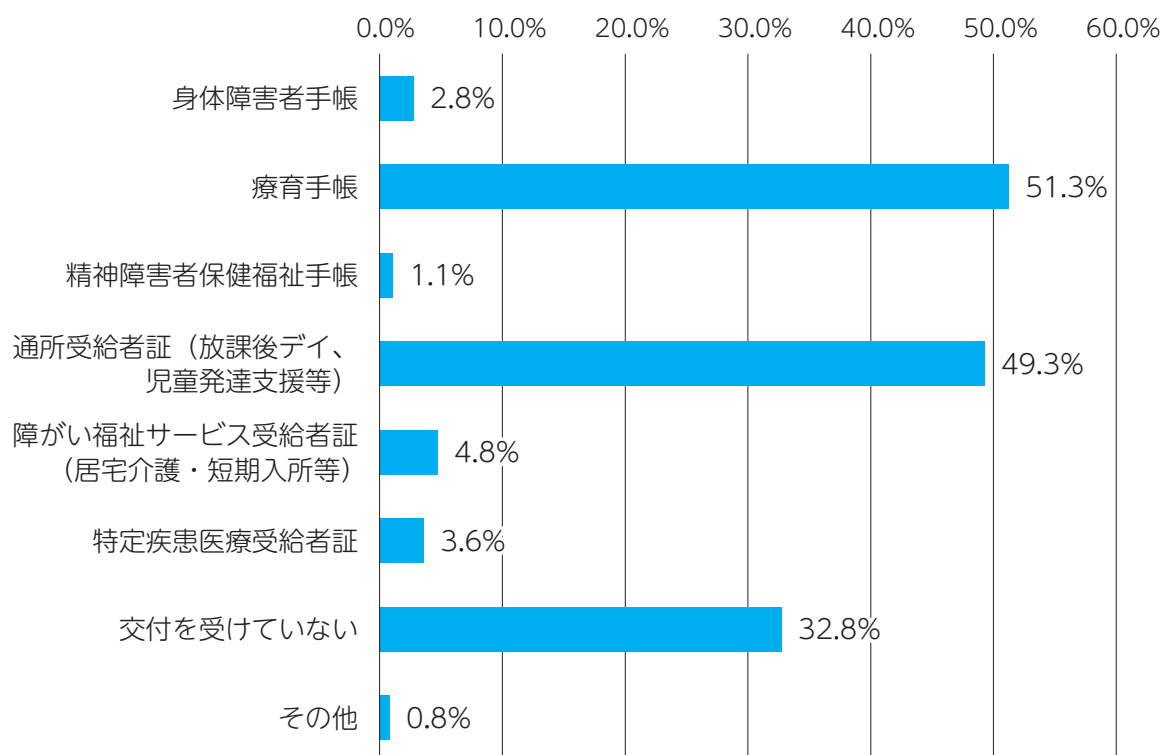
問2 お子さんが利用している学びの場を教えてください。(複数回答)

(n=357)



問3 お子さんが交付を受けている手帳や受給者証の種類を教えてください。
(複数回答)

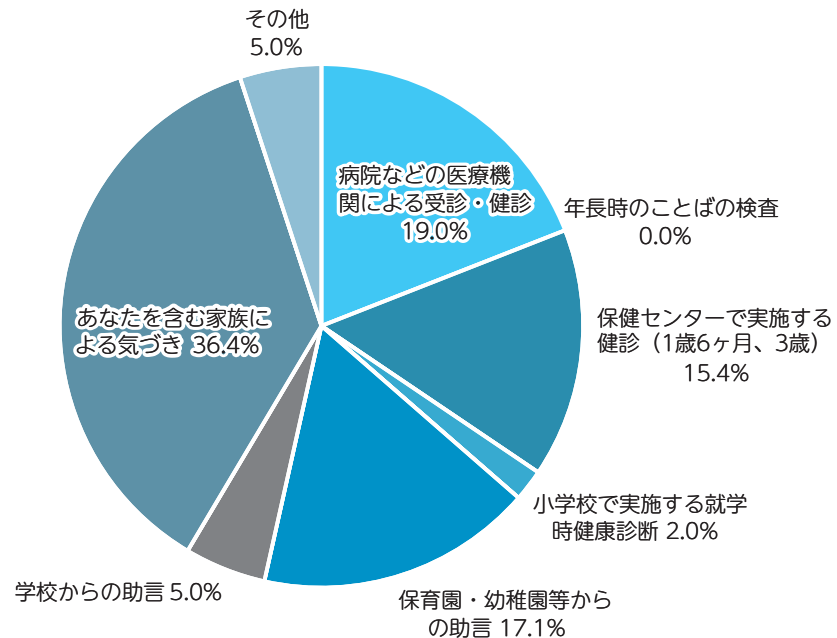
(n=357)



4 障がいのある子どもとその保護者を対象としたアンケートの概要及び結果

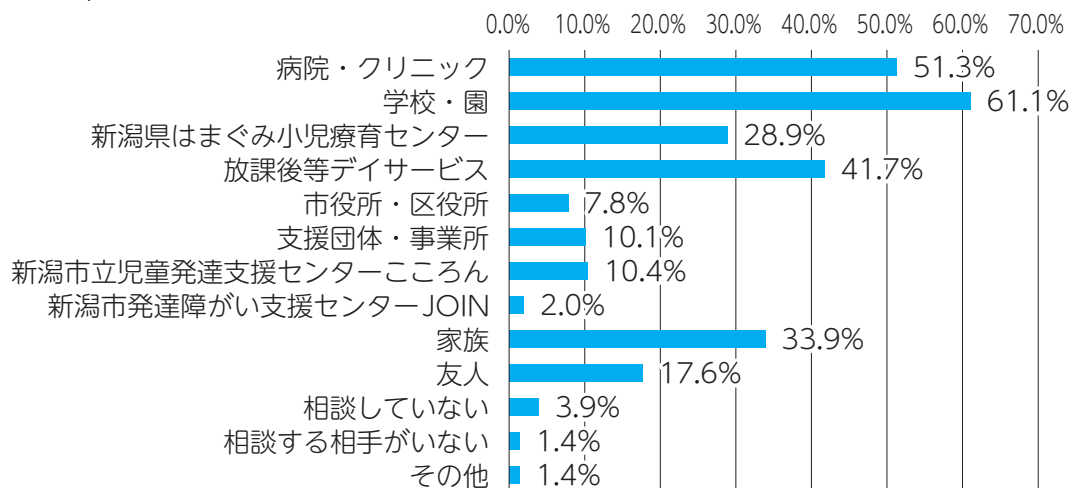
問4 お子さんの障がいや発達課題に気づいたきっかけは何でしたか。(択一回答)

(n=357)



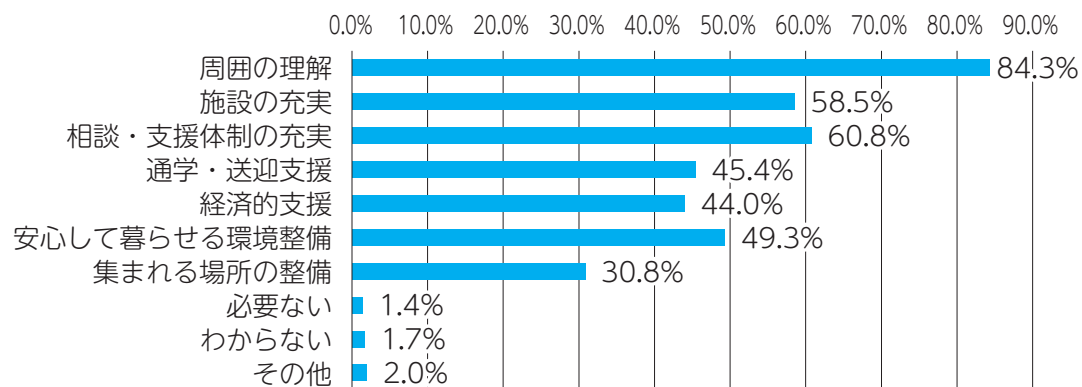
問5 あなたやお子さんは、現在どこに(誰に)相談をしていますか。(複数回答)

(n=357)



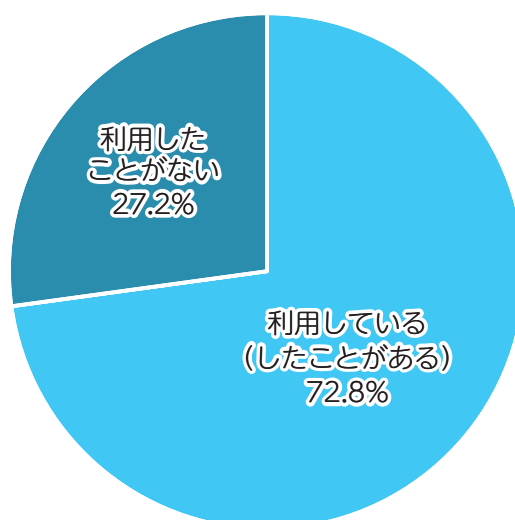
問 6 お子さんが自宅や地域で生活していくためにはどのような支援が必要ですか。
(複数回答)

(n=357)



問 7 - 1 お子さんは福祉サービスを利用していますか。
または利用したことがありますか。(択一回答)

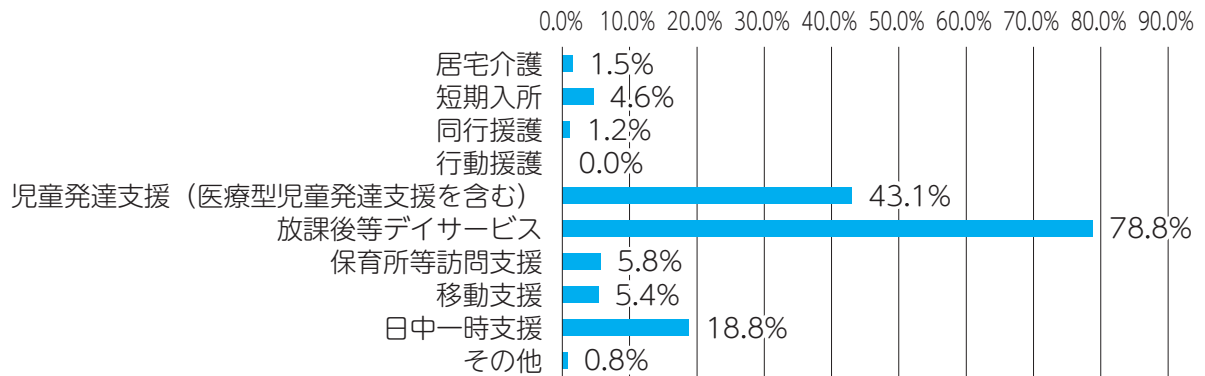
(n=357)



4 障がいのある子どもとその保護者を対象としたアンケートの概要及び結果

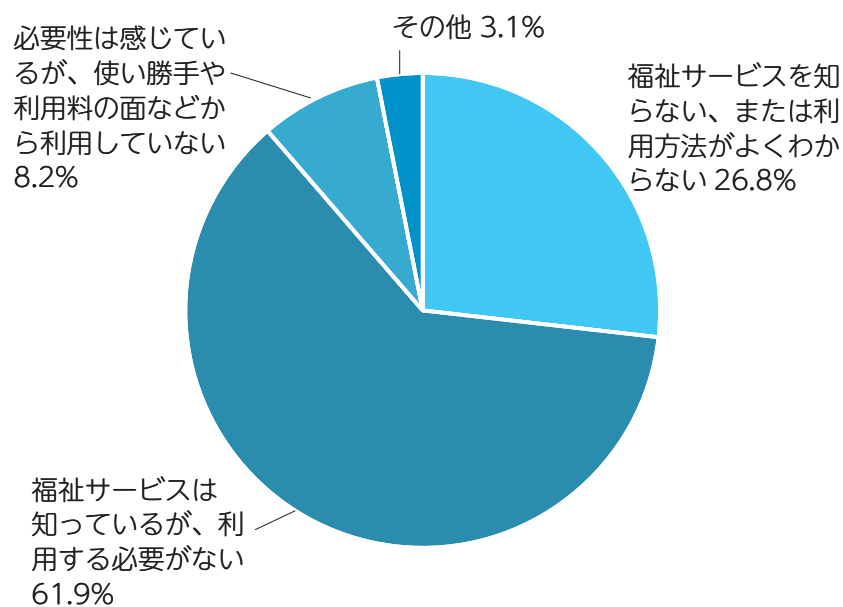
問7-2 利用している（していた）と回答した方について、
その福祉サービスは何ですか。（複数回答）

(n=260)



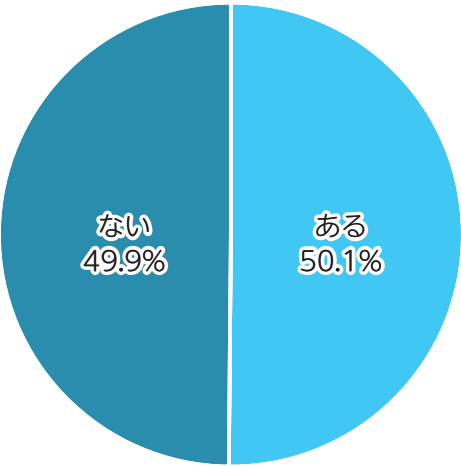
問7-3 福祉サービスを利用したことがないと回答した方について、
その理由は何ですか。（択一回答）

(n=97)



問 8－1 お子さんは障がいを理由として、偏見や差別・暮らしにくさを感じたり、いやな思いをしたりしたことがありますか。(択一回答)

(n=357)



問 8－2 障がいを理由とした偏見や差別・暮らしにくさを感じるのは、具体的にどのような場面ですか。(例:地域活動で、公共交通機関を利用したとき等)
(自由意見)

(n=179)

【自由意見の回答より抜粋して掲載】

学校生活のなかで
集団生活でお友達と関わる時
公共施設などを利用したとき
小学校や学童で
私立保育園に通っていたとき
一緒にお出かけしてる時
路線バスの利用、医療機関の受診、外出先のトイレ
スーパーなど日常のお買い物時、外食時
お店で大きな声や人と違う目立つ行動をしてしまったとき
家族でレジャー等に出かけたとき
多目的トイレや更衣室が無い施設を利用したとき
公共の場など、人が集まる場所を利用するとき
集団行動など周りの健常者との差を感じるとき
公共のスポーツ施設を利用したとき
周囲の人の些細な言葉や視線

4 障がいのある子どもとその保護者を対象としたアンケートの概要及び結果

問8-3 前の質問での回答を踏まえ、障がいを理由とした偏見や差別、暮らしにくさについて、可能な範囲で具体的に記載してください。(自由意見)

(n=117)

【自由意見の回答より抜粋して掲載】

落ち着きがなく、病院や施設などで待ち時間ができると暴れたり逃げたりするのでなかなか難しいのですが、待合室で暴れたりしても特に病院のスタッフさんは誰も来てくれず見て見ぬふり。困ってる状況に手を差し伸べてくれると嬉しいです。発達障がいの子はなかなか病院に行くのは難しいので、精神的な負担を減らしてもらいたいです。

周りの子どもや若い世代の人からはある程度理解されていて差別もあまり感じないが、大人、特に年配の方からは偏見や差別を感じる事がたまにあります。

発表や友達との会話で吃音が出た際に、笑ったり変な顔をされたように感じたことがある。

子どもの特性を同年代の子どもが受け入れてもらえず、おかしい子、普通に出来ないと言われる。野球がしたいと体験に行ったら、特性があるからと断られた。

グループに入ると負けたり上手く行かなかったりするから隅に居る様に言われる

小学4年の時、登校中に他の学年に嫌がらせを受ける。嫌がらせをした子に理由を聞くと『支援クラスの子だからやってもいいと思った』とのこと。支援クラスや障がいについての理解がうすいのではと思いました。

お友達やその周りの子ども達から、マネをされたりからかわれたりしているところを見たり聞いたりすると、健常者の方々の理解や知識をもっともらえたらなと感じる。

子どもの学校生活において度々健常児からからかいや偏見をうける。またそれに対する学校側の対応に理不尽さを感じる。子どもが癇癪などを起こしたり困り事があって対応に困った時の相談窓口がなくて辛いです。

公共の場所で障がいの特性が出てしまい、親のしつけがなっていないようにいわれた事から、行き先や時間を選ばなくてはならなくなった。

大きな声を出してしまうので冷たい視線を感じた。

カバンにヘルプマークをつけて、買い物の練習をしていた所、もたつき時間がかかっていた。後方にいた人から早くしろと怒鳴られた。

ルールが守れなかったり、癇癪や多動などあり他者からの偏見や差別を感じる。

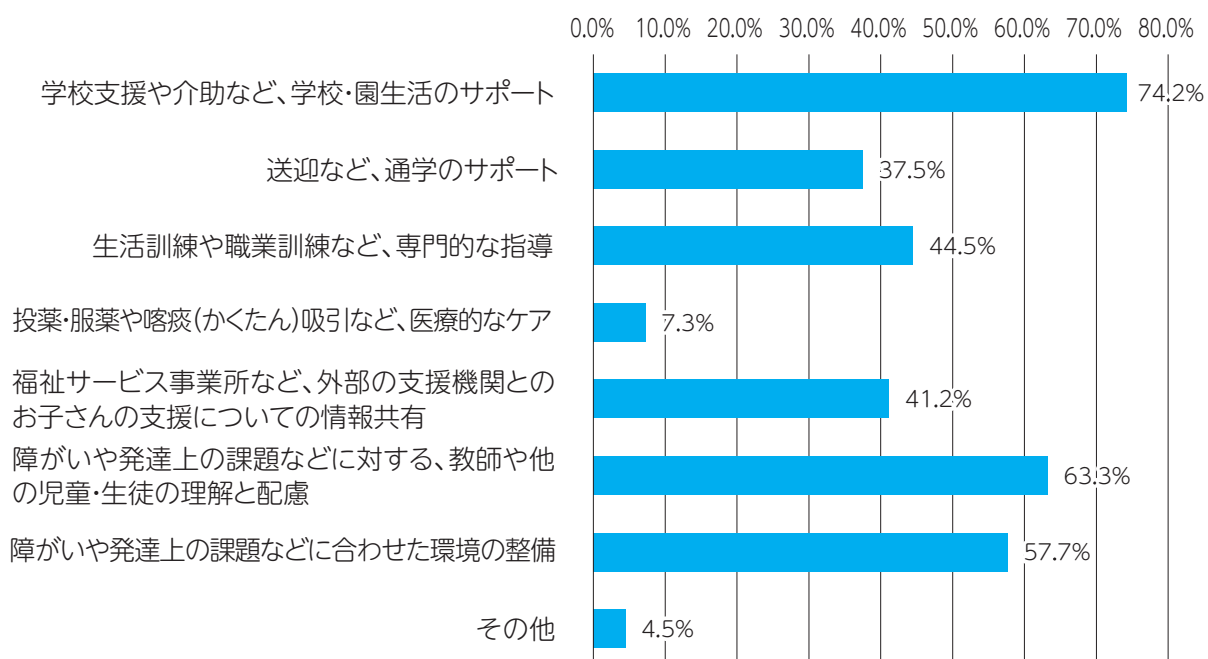
親のしつけがなっていない、うるさいと言われる。

年配の方には、発達障がい理解されにくく、そのうち治るんでしょと言われていたり思われていたり、育て方などを理由にされる事がある。

他人とのコミュニケーションが難しいし、地域の人に障がい児に対する理解があるか分からないので、地域の行事に参加させるのをためらう。

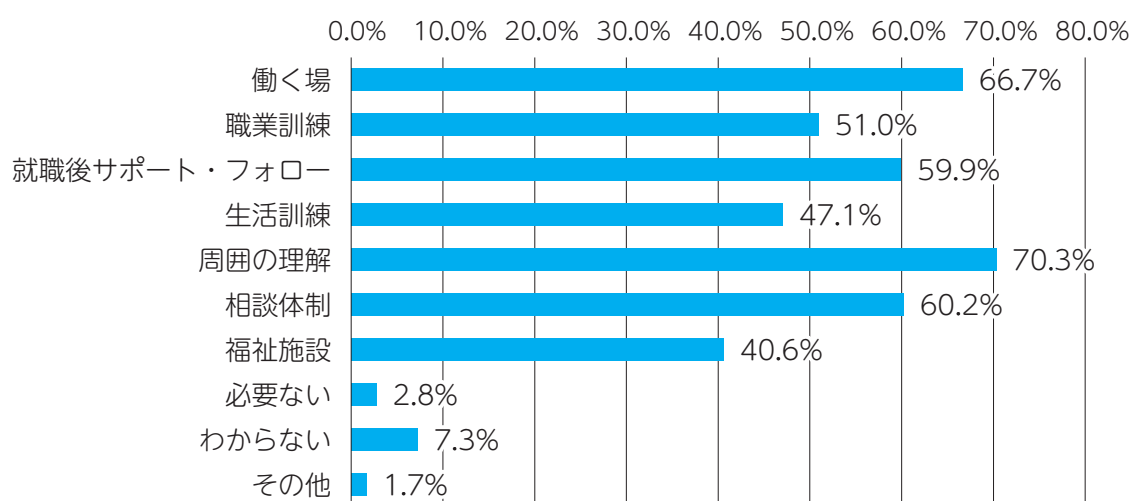
問9 お子さんが学校や園での生活を送る上で、あなたが求めることを教えてください。(複数回答)

(n=357)



問10 今後お子さんが学校を卒業した後の日常生活又は社会生活を送るために、どのような支援が必要だと思いますか。(複数回答)

(n=357)



4 障がいのある子どもとその保護者を対象としたアンケートの概要及び結果

問 11 アンケートの項目にはないものの、お子さんやあなたが暮らしやすいまちをつくるために必要なもの、その他ご意見やご要望がありましたら、ご自由にご記入ください。(自由意見)

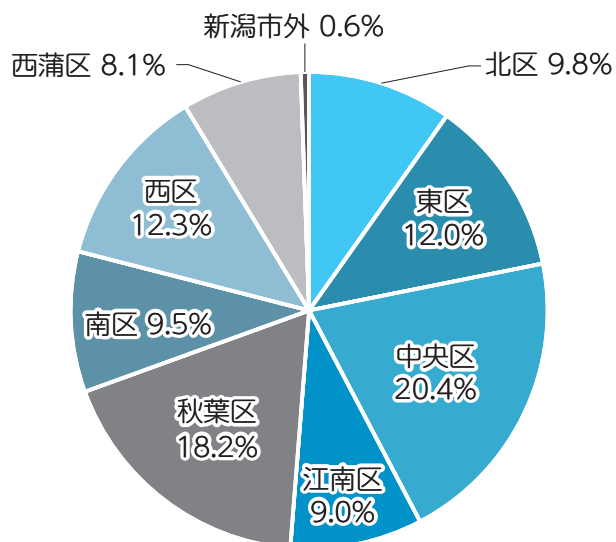
(n=118)

【自由意見の回答より抜粋して掲載】

難しいと思うが、情報共有をしてほしい。子どもについて基本的な情報、内容をどこ の施設や病院に行っても記入や入力をしなければならない。
障がい児だけが利用できる周りを気にすることなく遊べる場がほしい。
サポートする施設も大事だが、障がいだけでなくジェンダーなどお互いの違いを認め合 う社会の風潮や人の心も大切だと思う。
夫婦共働きで、今まで手助けしてくれる人がいなかったのも、(親が近くにいないのも あり) 私達親が、働きながら、手助けしてくれる支援がほしいです。
小、中学校で障がいの理解につながる授業がもっとあっても良いと思います。 (肢体不自由についてはあったが、それ以外の障がいについてはなかった) 手話も言語の1つなので学校で触れられても良いのではと思います。
サポートスクールのような場所(障がいの程度にもよりますが、安心して短時間の学習 ができる場所)が教室単位でもいいのであると思います。
早急に支援の場を拡大させてほしい。区によって受けられる支援が違ふのは非常に悲し いです。支援を受けるに当たって区外へも送迎サービスと一緒に受けられるようにしてい ただけると一番助かります。
周囲の理解、特に年配の方の理解が必要と感じます。
親なきあとの受け入れ先が心配です。学校を卒業後、親が年をとっていくことに様々な 不安があります。共存できる場所があったらいいです。場所だけでなく、見守りサービ スの気にかけてくれる人がいてくれたらと思います。
今は息子の環境は恵まれていると思っています。親が亡くなった後の事が心配です。姉 に負担を掛けたく無いと思っています。兄弟への支援があると嬉しいです。
障がい児(発揮障害含む)が体を動かせる施設(プール、体育館)ができれば、凄く助 かります。スイミングに通いたくても、大勢いる事で上手くいかないこともあるので、障 がい児専門の習い事が出来る施設ができれば本当に助かります。
クリニックに通院しているが、大変混んでいて予約したくても3ヶ月待ちになります。 もっとすぐに気軽に相談できる場所が欲しい。
地域での交流の機会。小さい時から成人後も途切れずに続く行政の相談先。
保護者に予想外の不幸がおきた時など、障がい児の生活はもちろんですが、その兄弟へ あらゆる負担が生じると思うので不安です。障がい児とその兄弟への支援体制も整えてほ しいです。また、そういった情報を提供していただきたいです。
障がいのある子と、ない子が普通に接する事。障がいに対して違和感を感じない世の中 になって欲しい、そのために接する機会も沢山増やしてほしいです。

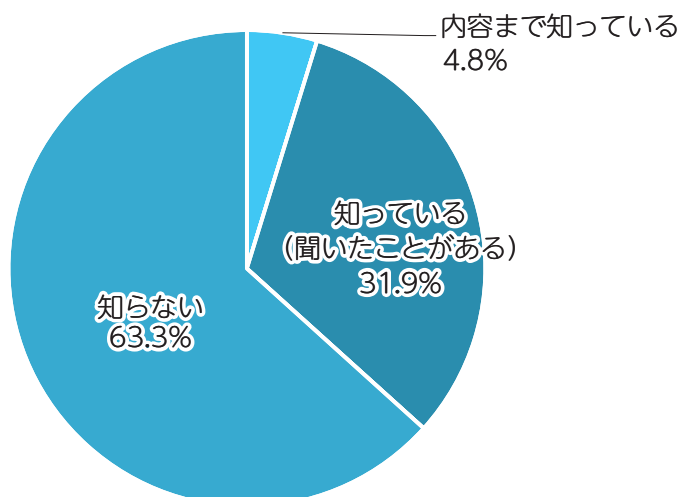
問12 お子さんの現在のお住まいの区はどこですか。(択一回答)

(n=357)



問13 「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」をご存じですか。(択一回答)

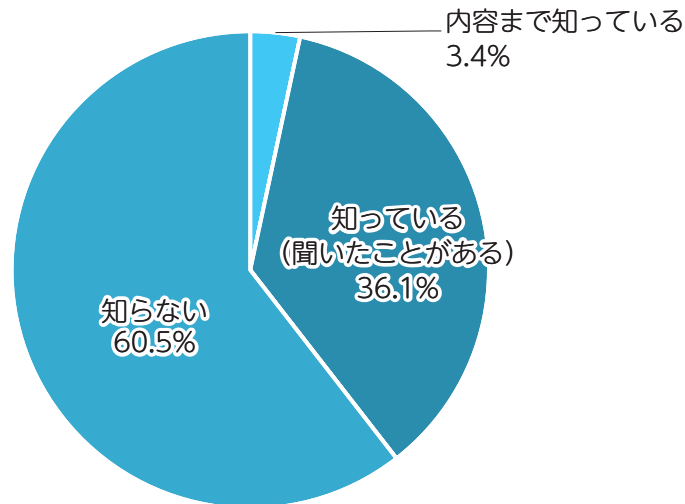
(n=357)



4 障がいのある子どもとその保護者を対象としたアンケートの概要及び結果

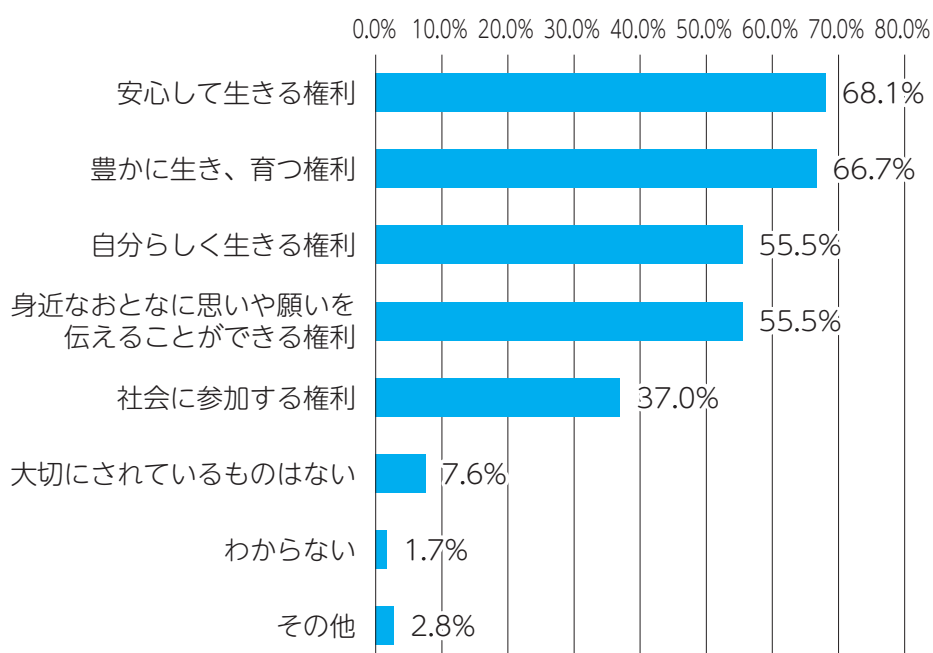
問 14 - 1 「新潟市子ども条例」をご存じですか。(択一回答)

(n=357)



問 14 - 2 あなたとお子さんの日々の生活のなかで、「新潟市子ども条例」に基づく5つの権利は、大切にされていると思いますか。(複数回答)

(n=357)





花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟

第7期新潟市障がい福祉計画・第3期新潟市障がい児福祉計画

発行：新潟市

発行年月：令和6年3月

新潟市福祉部障がい福祉課

新潟市こども未来部こども政策課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1

電話 025-226-1237 FAX 025-223-1500